

参 考 資 料

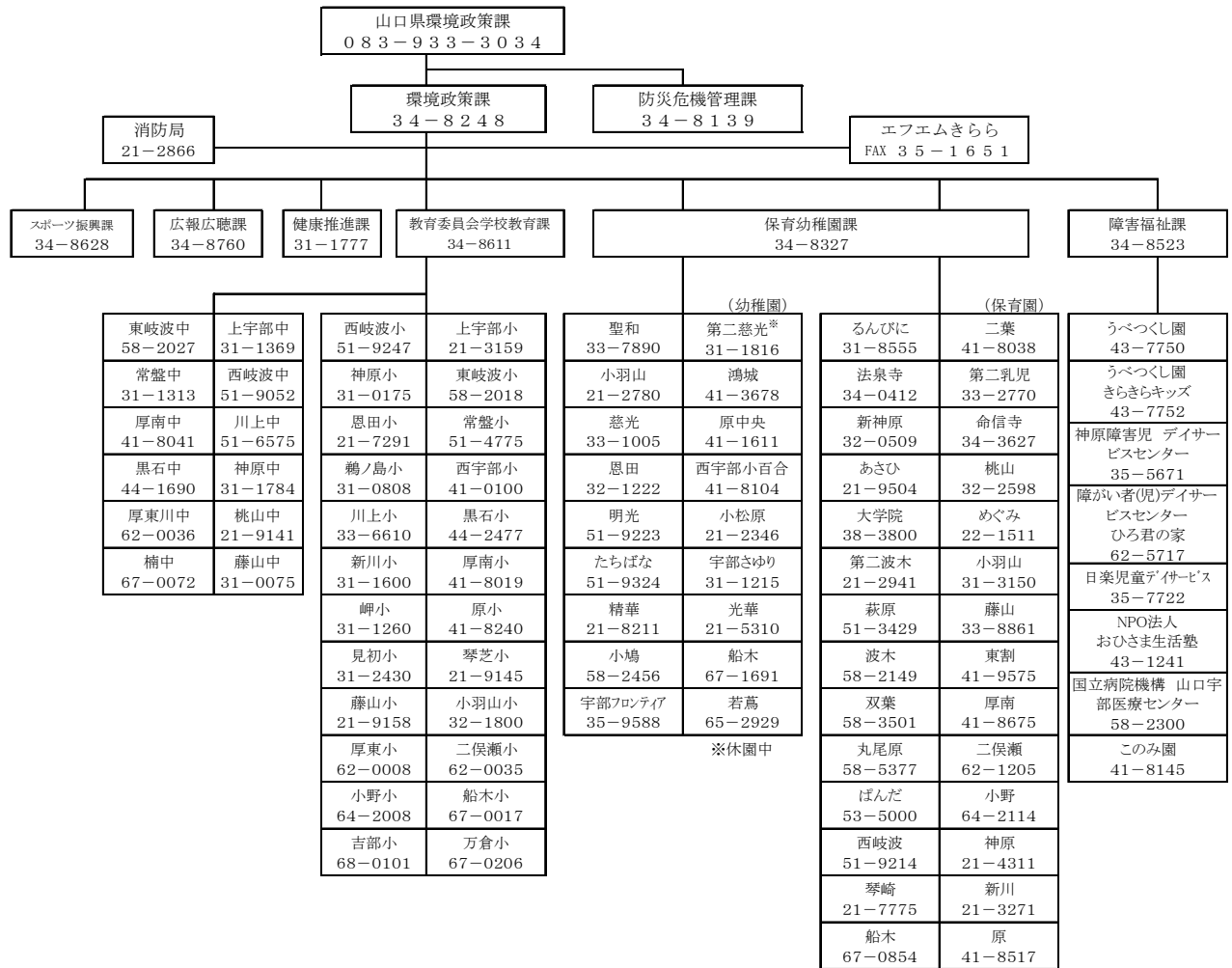
1 公害苦情件数の推移

年 度			H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
種 別														
典 型 7 公 害	大気汚染	ばい煙	41	29	23	18	14	27	16	15	25	15	22	15
		粉じん	(41)	(29)	(23)	(18)	(11)	(27)	(16)	(15)	(25)	(13)	(21)	(13)
			2	1	1	1	3		2		3		1	3
	水 質 汚 濁				2	1								
	土 壌 汚 染													
	騒 音		6	5	4	6	3	11	11	7	7	8	5	12
	振 動				2		1	1		2	1	1	1	1
	地 盤 沈 下													
悪 臭		1	2	2		2	1	3	2	1	1	1	5	
計			50	37	34	26	23	40	32	26	37	25	30	36
典 型 7 公 害 以 外	不法 投棄	産業廃棄物												
		一般廃棄物	91	94	95	75	57	65	98	97	124	124	120	128
	雑 草 駆 除		84	77	87	77	33	73	54	71	110	133	130	137
	そ の 他									2				3
	計		175	171	182	152	90	138	152	170	234	257	250	268
合 計			225	208	216	178	113	178	184	196	271	282	280	304

説明： 大気汚染の（ ）の数字は野外焼却の苦情件数。

2 大気関係

大気汚染緊急措置連絡体制(令和6年度)



降下ばいじん量月別結果(令和5年度)

(単位 : t/km²/月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年 平均
住居	1 藤山小学校	2.45	2.37	2.96	1.44	2.48	1.13	0.74	3.36	2.51	1.84	1.22	2.87	2.11	2.60
	2 山口大学医学部	5.20	3.29	4.11	2.21	3.95	1.23	1.66	8.75	-	3.28	1.35	1.40	3.31	3.10
	3 山口大学工学部	3.70	2.38	4.01	2.23	3.75	0.76	0.77	3.72	3.06	2.13	1.00	1.26	2.40	3.08
	4 原小学校	4.24	3.73	4.61	2.10	5.33	1.79	1.03	5.61	4.31	3.00	1.26	1.64	3.22	3.24
	5 高天原浄水場	5.69	2.90	5.31	3.21	3.27	1.27	1.03	7.05	2.77	2.34	1.62	2.52	3.25	2.72
	6 桃山中学校	3.74	2.46	3.99	3.51	2.99	0.77	0.81	2.60	2.56	1.71	1.63	2.42	2.43	2.35
	7 恩田ふれあいセンター	5.09	3.14	4.60	3.83	6.02	1.31	1.40	7.11	5.59	2.98	1.55	4.71	3.94	4.63
	8 小羽山小学校	3.37	1.85	4.02	2.36	3.64	0.67	0.96	2.67	2.65	2.10	0.93	2.99	2.35	2.28
	平均	4.19	2.77	4.20	2.61	3.93	1.12	1.05	5.11	3.35	2.42	1.32	2.48	2.87	3.00
商業	9 宇部市役所	4.96	2.81	7.19	3.51	5.59	1.27	1.10	5.25	4.32	3.09	1.41	3.47	3.66	4.18
	10 見初ふれあいセンター	6.03	2.69	5.32	3.72	5.82	1.61	1.23	6.39	5.38	3.96	1.88	4.62	4.05	4.39
	11 岬小学校	5.64	5.17	6.53	2.88	8.49	1.07	1.57	6.03	5.32	3.76	2.15	5.07	4.47	5.33
	12 神原小学校	4.28	2.70	4.88	2.40	6.25	1.34	0.95	4.07	3.50	2.03	1.96	3.63	3.17	4.05
	平均	5.23	3.34	5.98	3.13	6.54	1.32	1.21	5.44	4.63	3.21	1.85	4.20	3.84	4.49
準工業	13 鵜の島ポンプ場	2.67	2.90	5.53	3.38	4.13	0.91	0.72	2.68	3.29	2.43	1.44	1.82	2.66	3.03
	14 J A 山口東割出張所	3.40	2.11	4.55	2.53	4.34	1.37	0.94	4.02	3.78	3.66	1.36	3.96	3.00	2.99
	平均	3.04	2.51	5.04	2.96	4.24	1.14	0.83	3.35	3.54	3.05	1.40	2.89	2.83	3.01
工業	15 西部浄化センター	4.87	3.71	4.43	2.74	3.25	1.22	0.98	3.84	2.97	1.86	1.76	2.80	2.87	2.83
	平均	4.87	3.71	4.43	2.74	3.25	1.22	0.98	3.84	2.97	1.86	1.76	2.80	2.87	2.83
全域平均		4.36	2.95	4.80	2.80	4.62	1.18	1.06	4.88	3.72	2.68	1.50	3.01	3.13	
前年度平均		1.90	1.67	2.41	3.29	1.70	13.78	1.41	1.39	4.22	3.93	2.67	2.23		3.38

降下ばいじん量及び亜硫酸ガス濃度経年推移

年 度	降 下 ば い じ ん				亜 硫 酸 ガ ス	
	不溶解性成分	溶解性成分	総 量	測定箇所数	濃 度	測定箇所数
	(t/km ² /月)	(t/km ² /月)	(t/km ² /月)		(mg/100cm ² /日)	
S25～30	23.11	15.24	38.35	9	測定せず	なし
S31～35	12.37	14.76	27.13	9～19	0.28	0～17
36～40	6.94	9.00	15.94	19～22	0.43	17～22
41～45	4.70	9.00	13.70	21～22	0.53	21～22
46～50	3.49	6.40	9.89	26	0.37	26
51～55	2.81	4.93	7.74	29	0.20	29
56～60	1.82	3.66	5.48	29～30	0.17	29～30
61～H2	1.73	3.29	5.02	28	0.13	28
3～7	1.37	3.07	4.44	27～28	0.10	27～28
8	1.06	2.94	4.00	27	0.09	27
9	0.94	2.78	3.72	27	0.07	27
10	0.94	2.11	3.05	27	0.06	27
11	0.92	2.47	3.39	27	0.08	27
12	1.49	2.77	4.26	27	0.08	27
13	1.12	2.55	3.67	27	0.06	27
14	1.07	2.65	3.72	23	0.06	23
15	1.13	2.60	3.73	23	0.07	23
16	1.00	2.92	3.92	23	0.07	23
17	1.04	2.22	3.26	23	0.08	23
18	0.84	2.85	3.69	15	0.09	15
19	1.06	2.06	3.12	15	—	—
20	0.73	1.93	2.66	15	—	—
21	0.80	2.03	2.83	15	—	—
22	0.77	2.08	2.85	15	—	—
23	0.57	1.94	2.51	15	—	—
24	0.77	2.32	3.09	15	—	—
25	0.80	2.16	2.96	15	—	—
26	0.74	2.42	3.16	15	—	—
27	0.60	3.74	4.34	15	—	—
28	0.42	2.62	3.04	15	—	—
29	0.35	2.55	2.90	15	—	—
30	0.31	2.38	2.69	15	—	—
R1	0.50	2.59	3.09	15	—	—
2	0.55	3.34	3.89	15	—	—
3	0.59	2.42	3.01	15	—	—
4	0.51	2.88	3.39	15	—	—
5	0.53	2.60	3.13	15	—	—
参考値 昭和26	39.25	16.61	55.86	9	—	—

説明： 昭和25年度から平成7年度までは、各年度間での平均値。
平成19年度から亜硫酸ガスの測定を廃止。

ばいじん測定結果(令和5年度)

工 場 名	施 設 名	測定年月日	測 定 値			協 定 値		燃料使用状況
			濃 度 (g/Nm ³)	排出量 (kg/h)	乾ガス量 (Nm ³ /h)	濃 度 (g/Nm ³)	排出量 (kg/h)	
セントラル硝子(株)	廃油焼却施設	R5. 9. 27	ND	ND	2,000	0.15	0.32	灯油
セントラル化成(株)	高度化成ドライヤー	R5.10.30	ND	ND	18,800	0.05	4	都市ガス
U B E (株) 宇部ケミカル工場 藤曲地区	石炭ボイラー	R5.12.19	0.003	0.43	142,000	0.054	9.3	石炭
UBE三菱セメント(株) 宇部セメント工場	西No.1キルン	R5.10.31	0.057	27.0	476,800	0.03	14	石炭 廃プラ
		R6.3.15	0.026	13.0	484,900			
UBE三菱セメント(株) 宇部発電所	発電所6号ボイラー	R5.7.21	0.008	5.60	698,000	0.013	8.5	石炭 木くず
エムシー・ファーターコム(株)	ロータリードライヤーNo.3	R5.6.5	0.003	0.09	30,400	0.035	0.95	重油
宇部マテリアルズ(株)	AT-2	R5.6.20	0.018	2.1	119,000	0.05	16	重油、石油 コークス

窒素酸化物[NO_x]測定結果(令和5年度)

工 場 名	施 設 名	測定年月日	測 定 値			協 定 値	
			濃 度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)	乾ガス量 (Nm ³ /h)	濃 度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)
セントラル硝子(株)	廃油焼却施設	R5.9.27	63	0.13	2,000	200	0.48
セントラル化成(株)	高度化成ドライヤー	R5.10.30	ND	ND	18,800	210	16
U B E (株) 宇部ケミカル工場 藤曲地区	石炭ボイラー	R5.12.19	180	26	142,000	260	41
UBE三菱セメント(株) 宇部セメント工場	西No.1キルン	R5.10.31	200	85	476,800	400	188
		R6.3.15	250	120	484,900		
UBE三菱セメント(株) 宇部発電所	発電所6号ボイラー	R5.7.21	35	24	698,000	48	34
エムシー・ファーターコム(株)	ロータリードライヤーNo.3	R5.6.5	9	0.29	30,400	150	4.4
宇部マテリアルズ(株)	AT-2	R5.6.20	91	19	119,000	210	99

硫黄酸化物測定結果(令和5年度)

工場名	施設名	測定年月日	測定値			協定値	
			濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)	乾ガス量 (Nm ³ /h)	濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)
UBE(株) 宇部ケミカル工場東地区	4号ボイラー	R5. 6. 7	180	26	146,600	400	60
UBE(株) 宇部ケミカル工場藤曲地区	石炭ボイラー	R5. 7. 19	100	15	146,400	290	51
エムシー・ファーターイコム(株)	ロータリー・フライヤーNo.3	R5. 11. 29	1.0	0.034	33,700	7.6	0.23
宇部マテリアルズ(株)	AT-2	R5. 9. 29	17	3.1	182,600	130	15

ふっ素化合物測定結果(令和5年度)

工場名	施設名	測定年月日	測定値		協定値	
			濃度 (mg/m ³ N)	排出量 (g/h)	濃度 (mg/m ³ N)	排出量 (g/h)
セントラル硝子(株)	A-2排ガス除外塔	R5. 12. 14	<0.5	<0.001	3.9	1

ダイオキシン類測定結果(令和5年度)

(単位: ng-TEQ/Nm³)

工場名	施設名	測定年月日	測定値	協定値
UBE(株) 宇部ケミカル工場西地区	汚泥焼却炉	R5. 9. 12	0.000018	1.8

全水銀測定結果(令和5年度)

(単位: mg/Nm³)

工場名	施設名	測定年月日	測定値	協定値
UBE(株) 宇部ケミカル工場東地区	発電所5号ボイラー	R5. 10. 20	<1.0	9.7

塩素測定結果(令和5年度)

(単位: mg/Nm³)

工場名	施設名	測定年月日	測定値	協定値
UBE(株) 宇部ケミカル工場東地区	排水焼却炉	R5. 11. 20	<0.15	24

塩化水素測定結果(令和5年度)

(単位: mg/Nm³)

工場名	施設名	測定年月日	測定値	協定値
UBE(株) 宇部ケミカル工場東地区	排水焼却炉	R5. 11. 20	<3.2	180

特定悪臭物質と規制基準

ア 特定悪臭物質と主要発生事業場

特定悪臭物質 主要発生事業場	ア ン モ ニ ア	メ チ ル メ ル カ プ タ ン	硫 化 メ チ ル 素	硫 化 メ チ ル	二 硫 化 メ チ ル	トリ メ チ ル ア ミ ン	ア セ ト ア ル デ ヒ ド	プロ ピ オン ア ル デ ヒ ド	ノ ル マル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	ノ ル マル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	イ ソ ブ タ ノ ール	酢 酸 エ チ ル	メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ トン	ト ル エ ン	ス チ レ ン	キ シ レ ン	プロ ピ オン 酸	ノ ル マル 酪 酸	ノ ル マル 吉 草 酸	イ ソ 吉 草 酸
畜産農業	○		○			○																
鶏糞乾燥場	○																			○	○	○
複合肥料製造業	○					○	○															
クラフトパルプ製造業		○	○	○	○																	
でん粉製造業	○		○																○			
セロファン製造業			○																			
ビスコースレーヨン製造業			○																			
畜産事業場																			○	○	○	○
化製場	○	○	○	○	○	○													○	○	○	○
魚腸骨処理場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○	○
フェザー処理場	○		○																			
水産かん詰製造業						○																
ごみ処理場	○	○	○	○	○																	
し尿処理場	○	○	○	○	○															○	○	○
下水処理場	○	○	○	○	○																	
アセトアルデヒド製造工場							○															
酢酸ビニル製造工場							○															
クロロブレン製造工場							○															
スチレン製造工場																	○					
ポリスチレン製造・加工工場																	○					
SBR製造工場																	○					
FRP製品製造工場																	○					
化粧合板製造工場																	○					
たばこ製造工場							○															
脂肪酸製造工場																			○			
染色工場																			○			
畜産食料品製造工場																				○	○	○
でん粉工場																				○	○	○
廃棄物処分場																				○	○	○
塗装工場								○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
自動車修理工場								○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
木工工場													○	○	○	○		○				
印刷工場								○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
鋳物工場													○	○	○	○		○				
輸送用機械器具製造工場								○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
油脂系食料品製造工場								○	○	○	○	○										
繊維工場													○	○	○	○		○				

イ 敷地境界線における規制基準とにおいの種類

(単位：ppm)

特定悪臭物質の種類	地 域 の 区 域		においの種類
	A 地 域	B 地 域	
ア ン モ ニ ア	1以下	2以下	し 尿 の よ う な 臭 い
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002以下	0.004以下	腐った玉ねぎのような臭い
硫 化 水 素	0.02以下	0.06以下	腐った卵のような臭い
硫 化 メ チ ル	0.01以下	0.05以下	腐ったキャベツのような臭い
二 硫 化 メ チ ル	0.009以下	0.03以下	腐ったキャベツのような臭い
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005以下	0.02以下	腐った魚のような臭い
ア セ ト アル デ ヒ ド	0.05以下	0.1以下	刺激的な青ぐさい臭い
プ ロ ピ オン アル デ ヒ ド	0.05以下	0.1以下	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノ ル マ ル ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.009以下	0.03以下	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.02以下	0.07以下	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	0.009以下	0.02以下	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	0.003以下	0.006以下	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9以下	4以下	刺激的な発酵した臭い
酢 酸 エ チ ル	3以下	7以下	刺激的なシンナーのような臭い
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1以下	3以下	刺激的なシンナーのような臭い
ト ル エ ン	10以下	30以下	ガソリンのような臭い
ス チ レ ン	0.4以下	0.8以下	都市ガスのような臭い
キ シ レ ン	1以下	2以下	ガソリンのような臭い
プ ロ ピ オン 酸	0.03以下	0.07以下	刺激的な酸っぱい臭い
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001以下	0.002以下	汗くさい臭い
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009以下	0.002以下	濡れた靴下のような臭い
イ ソ 吉 草 酸	0.001以下	0.004以下	濡れた靴下のような臭い

ウ 排出口における規制基準 (算出式)

排出口における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準は、次の式により算出した流量とする。

$$q=0.108\times He^2\times Cm$$

この式においてq、He及びCmは、それぞれ次の値を示す。

q : 流量 (単位：Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ (単位：m)

Cm : 敷地境界線における基準値 (単位：ppm)

この規制基準は、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。また、Heが5m未満の場合については適用しない。

エ 排水水における規制基準

(単位:mg/l)

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排水水の量	許容限度	
		A 地域	B 地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09

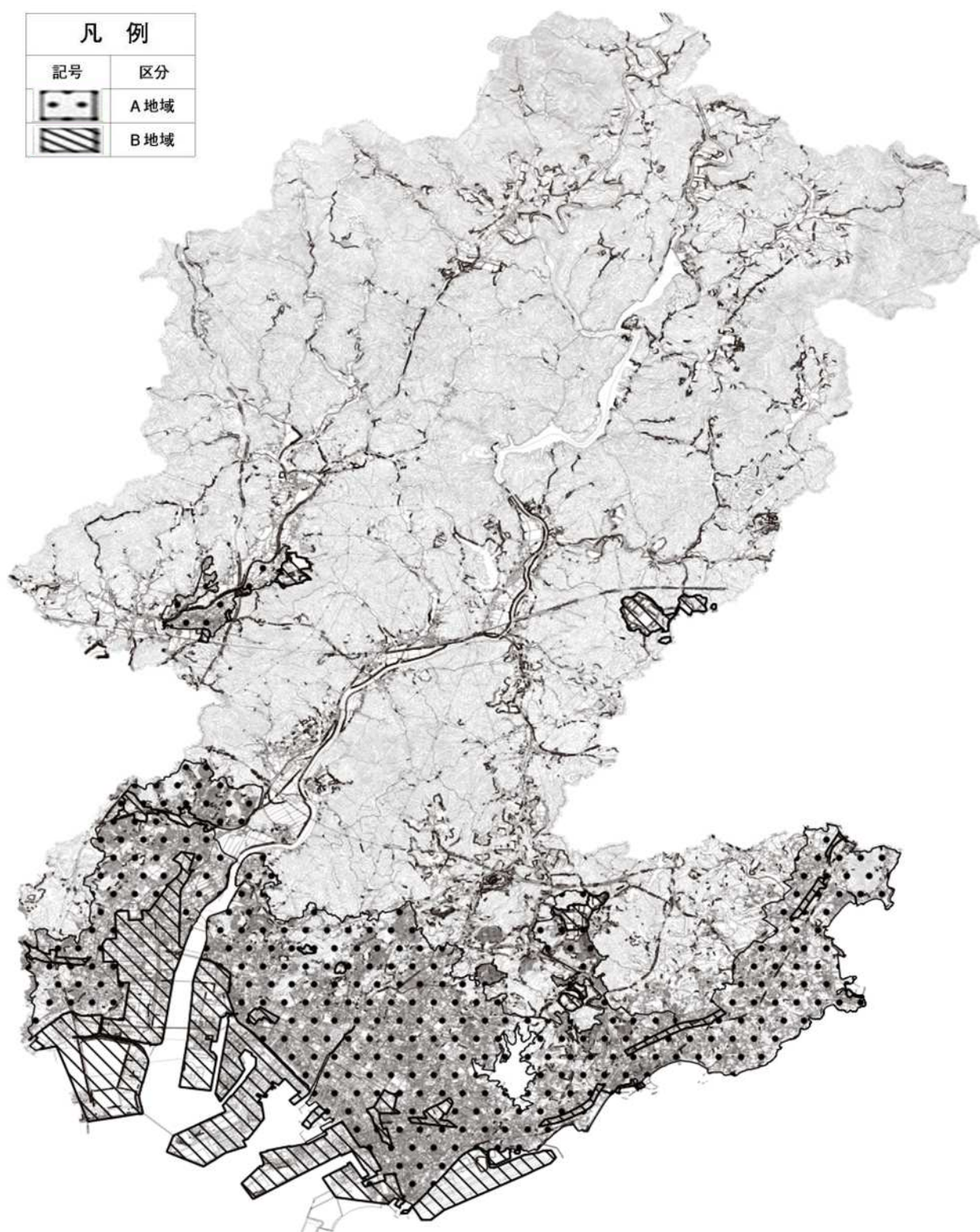
オ 6段階臭気強度表示表

臭気強度	内 容
0	無 臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいかかわかる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

悪臭防止法指定地域図

(昭和51年4月1日施行)
(平成 9年4月1日改訂)
(平成14年2月1日改訂)
(平成20年5月1日改訂)

凡 例	
記号	区分
	A 地域
	B 地域



3 水質関係

人の健康の保護に関する環境基準

(全公共用水域に適用)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全 シ ア ン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六 価 ク ロ ム	0.02mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下	チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下	シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ以下	セ レ ン	0.01mg/ℓ以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふ っ 素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほ う 素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

説明： 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

「検出されないこと」とは、その結果が定量限界を下回ることをいう。

海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

河川に係る環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	大腸菌数*
A	水道 2 級 水産 1 級 浴	6.5以上 8.5以下	25mg/ℓ 以 下	7.5mg/ℓ 以 上	2mg/ℓ 以 下	300CFU/ 100ml以下
B	水道 3 級 水産 2 級	6.5以上 8.5以下	25mg/ℓ 以 下	5mg/ℓ 以 上	3mg/ℓ 以 下	1,000CFU/ 100ml以下

有帆川水系河川の水質調査結果(令和5年度)

(単位 : mg/ℓ)

測 定 点	矢矯川 (矢矯橋)			浅地川 (羽山瀬橋)			有帆川 (夏目橋)		
項 目	平均	8月	11月	平均	8月	11月	平均	8月	11月
pH*	7.7	7.7	7.7	8.3	7.9	8.7	8.1	8.1	8.0
SS	1	1	ND	1	1	ND	1	1	1
DO	9.2	8.4	10	11	8.9	14	9.8	8.5	11
COD*	2.2	2.5	1.8	2.4	3.1	1.7	2.2	2.6	1.7
BOD	0.7	ND	0.7	0.7	0.7	ND	0.8	0.7	0.8
T-N	0.27	0.29	0.24	0.15	0.20	0.09	0.25	0.29	0.20
T-P	0.026	0.029	0.022	0.035	0.043	0.026	0.023	0.030	0.015

中小都市河川の水質調査結果(令和5年度)

(単位: mg/ℓ)

測 定 点	植 松 川			五 反 田 川			越 川 川		
項 目	平均	8月	11月	平均	8月	11月	平均	8月	11月
pH	8.0	7.8	8.1	7.9	7.8	7.9	7.5	7.5	7.5
SS	5	8	2	8	10	5	8	3	13
DO	9.9	8.7	11	8.0	7.4	8.6	7.5	7.6	7.4
COD	3.8	4.7	2.9	3.9	4.4	3.3	5.7	7.7	3.7
BOD	1.2	1.8	0.6	1.4	2.1	0.7	1.0	1.0	1.0
T-N	1.0	0.75	1.3	0.61	0.52	0.70	1.1	1.0	1.2
T-P	0.09	0.12	0.051	0.09	0.089	0.090	0.13	0.14	0.11

測 定 点	沖 田 川			浜 田 川			沢 波 川		
項 目	平均	8月	11月	平均	8月	11月	平均	8月	11月
pH	8.4	8.5	8.2	8.1	8.1	8.0	8.2	8.2	8.1
SS	7	7	6	2	3	1	6	7	5
DO	9.2	8.4	10	9.5	8.9	10.0	8.0	8.0	7.9
COD	5.7	6.2	5.2	3.0	2.9	3.0	3.7	4.5	2.9
BOD	1.6	1.9	1.3	1.0	1.2	0.7	1.1	1.2	0.9
T-N	1.8	1.4	2.2	1.0	0.82	1.2	0.49	0.72	0.26
T-P	0.31	0.27	0.35	0.13	0.14	0.12	0.09	0.13	0.047

測 定 点	江 頭 川			塚 穴 川			明 神 川		
項 目	平均	8月	11月	平均	8月	11月	平均	8月	11月
pH	8.7	7.9	9.4	8.3	8.2	8.4	8.5	8.0	8.9
SS	2	2	ND	3	1	5	4	4	ND
DO	11	7.3	15	8.7	7.3	10	10	7.7	12
COD	3.4	3.7	3.0	4.4	4.4	4.4	3.9	5.3	2.4
BOD	0.8	0.8	0.7	1.1	1.2	0.9	1.5	1.8	1.1
T-N	0.49	0.48	0.50	0.33	0.39	0.27	0.38	0.46	0.30
T-P	0.041	0.061	0.020	0.030	0.033	0.027	0.019	0.028	0.009

測 定 点	玉 川			中 川			梅 田 川		
項 目	平均	8月	11月	平均	8月	11月	平均	8月	11月
pH	8.3	7.6	9.0	7.8	7.9	7.7	8.3	8.2	8.3
SS	4.5	5	4	4	5	2	6	6	5
DO	11	5.0	16	6	7.0	5.7	11	9.3	13
COD	4.1	4.2	4.0	6.5	6.4	6.6	5.7	6.4	4.9
BOD	1.5	2.3	0.6	2.6	2.5	2.6	1.4	1.9	0.8
T-N	0.55	0.91	0.19	1.25	0.69	1.8	1.17	0.84	1.5
T-P	0.071	0.076	0.065	0.120	0.13	0.11	0.13	0.14	0.11

工場排水の水質調査結果(令和5年度)

ア 生活環境項目

(単位: mg/ℓ、大腸菌群数のみ 個/㎤)

工場名	排水口名	通常 排水量 (m ³ /日)	pH	SS	COD	T-N	T-P	n-ヘキサン抽出物質	大腸菌群数
			最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高
			平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数
テクノUMG(株)	No.1	2,994	7.3 ～ 8.0	4 ～ 5	9.5 ～ 11	4.1 ～ 5.6	0.03 ～ 0.06	ND ～	3 ～ 32
			7.7 / 2	5 / 2	10.3 / 2	4.9 / 2	0.05 / 2	ND / 2	18 / 2
セントラル硝子(株)	沖	10,258	7.1 ～ 7.5	3 ～ 11	6.0 ～ 9.6	0.96 ～ 0.96	ND ～ 0.09	ND ～	0 ～ 0
			7.3 / 2	7 / 2	7.8 / 2	1.0 / 2	0.09 / 2	ND / 2	0 / 2
UBE(株) 宇部ケミカル工場 東地区	東10	54,650	7.9 ～ 8.0	2 ～ 3	3.3 ～ 6.7	2.1 ～ 2.1	0.07 ～ 0.13	ND ～	3 ～ 6
			8.0 / 2	3 / 2	5.0 / 2	2.1 / 2	0.10 / 2	ND / 2	5 / 2
	西1	25,471	8.2 ～ 8.3	3 ～ 4	8.6 ～ 14	15 ～ 16	0.02 ～ 0.05	ND ～	0 ～ 0
			8.3 / 2	4 / 2	11.3 / 2	16 / 2	0.04 / 2	ND / 2	0 / 2
	西2	21,959	8.0 ～ 8.1	4 ～ 5	2.3 ～ 2.7	0.20 ～ 0.46	0.02 ～ 0.03	ND ～	0 ～ 3
			8.1 / 2	5 / 2	2.5 / 2	0.33 / 2	0.03 / 2	ND / 2	2 / 2
	西3,4	12,759	8.0 ～ 8.1	5 ～ 7	2.1 ～ 2.4	0.14 ～ 0.15	0.02 ～ 0.02	ND ～	0 ～ 0
			8.1 / 2	6 / 2	2.3 / 2	0.15 / 2	0.02 / 2	ND / 2	0 / 2
	西6	1,142	8.0 ～ 8.1	5 ～ 6	2.1 ～ 2.6	0.12 ～ 0.13	0.02 ～ 0.02	ND ～	0 ～ 0
			8.1 / 2	6 / 2	2.4 / 2	0.13 / 2	0.02 / 2	ND / 2	0 / 2
	西7	536,076	8.0 ～ 8.1	6 ～ 9	2.4 ～ 2.6	0.12 ～ 0.17	0.03 ～ 0.03	ND ～	0 ～ 0
			8.1 / 2	8 / 2	2.5 / 2	0.15 / 2	0.03 / 2	ND / 2	0 / 2
UBE(株) 宇部ケミカル工場 西地区	No.1	19	8.3 ～ 8.4	3 ～ 4	3.2 ～ 4.2	0.51 ～ 2.1	0.02 ～ 0.02	ND ～	
	No.3	36,520	7.9 ～ 7.9	5 ～ 7	16 ～ 17	18 ～ 20	0.01 ～ 0.03	ND ～	8 ～ 19
	No.5	8,620	7.9 / 2	6 / 2	17 / 2	19 / 2	0.02 / 2	ND / 2	14 / 2
UBE(株) 宇部ケミカル工場 藤曲地区	No.1	250,015	7.4 ～ 7.5	3 ～ 4	6.3 ～ 8.5	2.7 ～ 4.1	0.03 ～ 0.03	ND ～	13 ～ 20
			7.5 / 2	4 / 2	7.4 / 2	3.4 / 2	0.03 / 2	ND / 2	17 / 2
電力事業部	No.5,6	741,527	8.0 ～ 8.0	10 ～ 21	3.1 ～ 4.9	0.56 ～ 0.57	0.04 ～ 0.05	ND ～	0 ～ 0
			8.0 / 2	16 / 2	4.0 / 2	0.57 / 2	0.05 / 2	ND / 2	0 / 2
UBE(株) 宇部電子工業部材工場	No.1	40	8.0 ～ 8.1	5 ～ 6	2.4 ～ 2.5	0.11 ～ 0.12	0.02 ～ 0.02		
			8.1 / 2	6 / 2	2.5 / 2	0.12 / 2	0.02 / 2		
UBE三菱セメント(株) 宇部セメント工場	東1	310	6.9 ～ 7.0	ND ～	3.2 ～ 4.0	2.4 ～ 7.6	0.79 ～ 1.8	ND ～	0 ～ 0
			7.0 / 2	ND / 2	3.6 / 2	5.0 / 2	1.3 / 2	ND / 2	0 / 2
	東2	1,050	7.4 ～ 7.6	ND ～ 1	2.0 ～ 2.9				0 ～ 1
			7.5 / 2	1 / 2	2.5 / 2				1 / 2
	東4	120	7.9 ～ 8.0	1 ～ 1	3.0 ～ 3.3				6 ～ 6
			8.0 / 2	1 / 2	3.2 / 2				6 / 2
	東7	50	8.2 ～ 8.3	4 ～ 16	3.2 ～ 3.9				0 ～ 8
			8.3 / 2	10 / 2	3.6 / 2				4 / 2
UBE三菱セメント(株) 宇部セメント工場	西1	120	7.7 ～ 7.7	ND ～ 4	3.3 ～ 3.8				2 ～ 9
			7.7 / 2	4 / 2	3.6 / 2				6 / 2
	西4	1,500	7.9 ～ 8.0	1 ～ 3	3.0 ～ 4.4				11 ～ 64
			8.0 / 2	2 / 2	3.7 / 2				200 / 2
UBE三菱セメント(株) 宇部セメント工場	沖の山1	4,300	7.5 ～ 7.6	ND ～ 13	3.1 ～ 3.4				13 ～ 200
			7.6 / 2	13 / 2	3.3 / 2				107 / 2
UBE三菱セメント(株) 宇部セメント工場	西8	760,917	8.0 ～ 8.1	8 ～ 8	2.5 ～ 2.6				6 ～ 25
			8.1 / 2	8 / 2	2.6 / 2				16 / 2
UBE三菱セメント(株) 宇部発電所	西8	760,917	8.0 ～ 8.1	5 ～ 5	2.1 ～ 2.1	0.11 ～ 0.14	0.02 ～ 0.03	ND ～	0 ～ 0
			8.1 / 2	5 / 2	2.1 / 2	0.13 / 2	0.03 / 2	ND / 2	0 / 2
UBEマシナリー(株)	No.8	130	7.7 ～ 7.8	1 ～ 7	3.4 ～ 5.0	2.4 ～ 4.3	0.32 ～ 0.44	ND ～	4 ～ 31
			7.8 / 2	4 / 2	4 / 2	3 / 2	0.4 / 2	ND / 2	18 / 2
(株)宇部スチール	No.4	396	8.1 ～ 8.1	2 ～ 3	3.9 ～ 4.2			ND ～	
			8.1 / 2	3 / 2	4.1 / 2			ND / 2	
	No.6	264	8.0 ～ 8.0	4 ～ 16	3.9 ～ 6.8				
(株)宇部スチール	No.8	1,297	8.0 / 2	10 / 2	5.4 / 2				
			7.6 ～ 7.9	1 ～ 2	3.9 ～ 4.2			ND ～	1 ～ 49
チタン工業(株)	No.1	6,086	7.8 / 2	2 / 2	4.1 / 2			ND / 2	25 / 2
			7.9 ～ 8.0	2 ～ 6	4.3 ～ 4.9	9 ～ 16	0.01 ～ 0.02	ND ～	0 ～ 3
チタン工業(株)	No.1	6,086	8.0 / 2	4 / 2	4.6 / 2	13 / 2	0.02 / 2	ND / 2	2 / 2

説明： 特定排水の入らない排水口では、T-N及びT-Pの測定を実施していない。
NDは、定量下限値未満を示す。

(単位：mg/ℓ、大腸菌群数のみ 個/cm³)

工 場 名	排水口名	通 常 排水量 (m ³ /日)	pH	SS	COD	T-N	T-P	n-ヘキサン抽出物質	大腸菌群数
			最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高	最低 ～ 最高
			平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数
エムシー・ファーマイコム㈱	東	12	7.9 ～ 8.1	2 ～ 2	2.5 ～ 4.1	0.91 ～ 0.93	0.08 ～ 0.11	ND ～	3 ～ 23
			8.0 / 2	2 / 2	3.3 / 2	0.92 / 2	0.10 / 2	ND / 2	13 / 2
	西1	51	7.7 ～ 7.8	1 ～ 2	5.6 ～ 7.3	3.7 ～ 5.6	0.72 ～ 0.91		13 ～ 50
			7.8 / 2	2 / 2	6.5 / 2	4.7 / 2	0.82 / 2		32 / 2
宇部マテリアルズ㈱	No.1	116,422	7.2 ～ 7.5	5 ～ 7	1.7 ～ 2.4	0.30 ～ 0.41	ND ～ 0.01	ND ～	0 ～ 0
			7.4 / 2	6 / 2	2.1 / 2	0.36 / 2	0.01 / 2	ND / 2	0 / 2
	No.2	236,451	7.4 ～ 7.6	8 ～ 10	1.6 ～ 1.8	0.30 ～ 0.39	0.01 ～ 0.01	ND ～	0 ～ 0
			7.5 / 2	9 / 2	1.7 / 2	0.35 / 2	0.01 / 2	ND / 2	0 / 2
	No.3	5,206	7.5 ～ 7.7	6 ～ 7	2.1 ～ 2.4	0.40 ～ 0.78	0.01 ～ 0.02	ND ～	0 ～ 0
			7.6 / 2	7 / 2	2.3 / 2	0.59 / 2	0.02 / 2	ND / 2	0 / 2
EJホールディングス㈱ 宇 部 事 業 所	No.1	22,076	7.7 ～ 8.1	3 ～ 4	3.6 ～ 4.4	0.51 ～ 0.57	0.02 ～ 0.03		
			7.9 / 2	3.5 / 2	4.0 / 2	0.54 / 2	0.03 / 2		
太 陽 石 油 ㈱	No.1	1,820	7.9 ～ 8.0	4 ～ 20	4.5 ～ 5.6	0.52 ～ 0.61	0.03 ～ 0.22	ND ～	2 ～ 3
			8.0 / 2	12 / 2	5.1 / 2	0.6 / 2	0.13 / 2	ND / 2	3 / 2

説明： 特定排水の入らない排水口では、T-N及びT-Pの測定を実施していない。

NDは、定量下限値未満を示す。

(単位：mg/ℓ)

工 場 名	排水口名	通 常 排水量 (m ³ /日)	フェノール	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性 マンガン	クロム
			最低 ～ 最高 平均 / 回数	最低 ～ 最高 平均 / 回数	最低 ～ 最高 平均 / 回数	最低 ～ 最高 平均 / 回数	最低 ～ 最高 平均 / 回数	最低 ～ 最高 平均 / 回数
テ ク ノ U M G (株)	No.1	2,994	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ 0.10 0.10 / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	沖	10,258	ND ～ ND / 2		ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 東 地 区	東10	54,650	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2		
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 西 地 区	No.3	36,520	ND ～ ND / 2	ND ～ 0.08 0.08 / 2		ND ～ ND / 2		
	No.5	8,620		ND ～ ND / 2		ND ～ ND / 2		ND ～ ND / 2
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 藤 曲 地 区	No.1	250,015		ND ～ ND / 2	ND ～ 0.06 0.06 / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2
U B E (株) 宇 部 電 子 工 業 部 材 工 場	No.1	40	ND ～ ND / 2					
U B E マ シ ナ リ ー (株)	No.8	130			ND ～ 0.18 0.18 / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2	
(株) 宇 部 ス チ ー ル	No.4	396		ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ 0.1 0.1 / 2	ND ～ ND / 2	ND ～ ND / 2
	No.6	264		ND ～ ND / 2	0.17 ～ 0.19 0.2 / 2	ND ～ 1.0 1.0 / 2	ND ～ 0.2 0.2 / 2	ND ～ ND / 2
	No.8	1,297		ND ～ 0.06 0.06 / 2	ND ～ ND / 2	0.1 ～ 0.4 0.25 / 2	ND ～ ND / 2	
チ タ ン 工 業 (株)	No.1	6,086			ND ～ ND / 2	ND ～ 0.1 0.10 / 2	0.1 ～ 0.6 0.35 / 2	
エムシー・ファークコム(株)	東	12					ND ～ ND / 2	

説明： NDは、定量下限値未満。

イ 健康項目

(単位：mg/l)

工場名	排水口名	通常 排水量 (m ³ /日)	シアン		六価クロム		ヒ素		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン	
			最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数
テクノUMG(株)	No.1	2,994	ND ND	2	ND ND	2																
セントラル硝子(株) 宇部ケミカル工場 東地区	沖	10,258			ND ND	2	ND ND	2	ND ND	2	ND ND	2	ND ND	2	ND ND	2	ND ND	2	ND ND	2	ND ND	2
	東10	54,650																				
	西1	25,471																				
UBE(株) 宇部ケミカル工場 西地区	西2	21,959											ND ND	2			ND ND	2				
	No.3	36,520																				
	No.5	8,620			ND ND	2																
UBE(株) 宇部ケミカル工場 藤曲地区	No.1	250,015																				
	No.1	40																				
	No.1	101																				
UBEマシナリー(株)	No.7	31																				
	No.8	130																				
	No.6	264																				
宇部スチール チタニ工業(株)	No.1	6,086																				
	東	12																				
	西1	51																				
エスシー・フューレイコム(株)	No.1	116,422																				
	No.2	236,451																				
	No.3	5,206																				
太陽石油(株)	No.1	1,820																				
排水基準			1		0.5		0.1		0.1		0.1		0.2		0.02		0.04		3		0.06	

説明： NDは、定量下限値未満を示す。

(単位：mg/0) (単位：pg-TEQ/0)

工場名	排水口名	通常 排水量 (m³/日)	ベンゼン 最低 平均 最高 回数	ふっ素 最低 平均 最高 回数	ほう素 最低 平均 最高 回数	1,4-ジクロロベンゼン 最低 平均 最高 回数	7-ヒドロキシナフタレン 最低 平均 最高 回数	ダイオキシン類 最低 平均 最高 回数
テクノUMG ㈱	No.1	2,994						
セントラル硝子 ㈱	沖	10,258	ND ND ND	4.5 4.9 5.3			0.24 0.53 0.82	0.011 0.011 0.011
UB E ㈱ 宇部ケミカル工場 東区	東10	54,650		ND ND ND	ND ND ND		1.7 1.8 1.8	1.8 2 2
	西1	25,471	ND ND ND				4.0 4.1 4.1	4.1 2 2
	西2	21,959		0.6 0.7 0.7	0.7 2 2	2.5 2.7 2.8	0.12 0.61 1.1	1.1 2 2
UB E ㈱ 宇部ケミカル工場 西区	No.3	36,520	0.004 0.014 0.023		0.7 1.0 1.0		5.5 6.4 7.3	7.3 2 2
	No.5	8,620			0.8 1.0 1.2		1.9 1.9 1.9	1.9 2 2
	No.1	250,015		1.1 1.1 1.1	3.7 4.1 4.1		0.19 0.27 0.35	0.35 2 2
UB E ㈱ 宇部電子工業部材工場 藤曲地	No.1	40					3.1 4.6 6.1	6.1 2 2
	No.1	101	ND ND ND			ND ND ND		
	No.7	31	ND ND ND	0.3 0.6 0.9		ND ND ND		
UB Eマシナリー ㈱	No.8	130	ND ND ND			ND ND ND		
	No.6	264		0.3 2.0 3.7				
	No.1	6,086		0.1 0.1 0.1	0.3 0.4 0.4		6.0 7.4 8.7	8.7 2 2
エムシー・フューイコム ㈱	東	12			ND ND ND		0.55 1.3 2.9	2.0 2 5.6
	西1	51					4.3 5.6 6.1	6.1 2 2
	No.1	116,422		ND ND ND	2.4 2.4 2.4		0.16 0.20 0.23	0.23 2 2
宇部マテリアルズ ㈱	No.2	236,451		ND ND ND	2.1 2.3 2.3		0.16 0.19 0.44	0.21 2 0.61
	No.3	5,206		0.5 0.6 0.6	0.6 2 2		0.44 0.53 0.53	0.61 2 2
	No.1	1,820	ND ND ND					
太陽石油 ㈱	No.1							
排水基準			0.1	海 域：15 海域以外：8	海 域：230 海域以外：10	0.5	100	10

説明：NDは、定量下限値未満を示す。

令和５年度 下水道終末処理場 水質調査結果（下水道施設課）

項目	処理場名	東部浄化センター	西部浄化センター	楠浄化センター
		放流水 平均	放流水 平均	放流水 平均
pH		6.8	6.9	7.7
塩素イオン	mg/ℓ	313	498	—
透視度	度	98	98	—
SS	mg/ℓ	2.5	2.4	0.3
DO	mg/ℓ	6.8	4.8	9.2
BOD	mg/ℓ	1.3	2.1	0.6
COD	mg/ℓ	6.1	7.0	5.3
T-N	mg/ℓ	10.3	7.4	1.5
T-P	mg/ℓ	1.6	1.6	1.9
ヘキサン抽出物質	mg/ℓ	ND	ND	ND
大腸菌群数	個/cm ³	7	11	11
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	0.000069	—	—

ND(Not Detected)：定量下限値未満

令和５年度 下水道終末処理場 稼働状況

処理場名	所在地	日最大能力 m ³ /日	晴天時 日最大汚水量 m ³ /日
東部浄化センター	大字沖宇部	64,870	36,902
西部浄化センター	大字藤曲	27,459	25,999
楠浄化センター	大字船木	1,800	685

令和5年度 農業集落排水施設水質調査結果（農林整備課）

（単位：mg/ℓ）

排水施設名	下小野地区クリーン センター	花香地区クリーン センター	吉部排水処理場
項 目	平均	平均	平均
pH	7.0	6.8	7.1
SS	2.5	3.4	2.8
BOD	2.0	2.5	1.4
COD	6.0	8.9	5.4
T-N	9.3	10.2	4.8
T-P	1.8	2.0	1.6

ゴルフ場排水の水質調査結果(令和5年度)

<農薬項目>

項 目		ゴルフ場名		協定値 (mg/ℓ)	水濁指針値 (mg/ℓ) R3.4.1時点
		最低 平均	～ ／ 最高 測定回数		
殺 虫 剤	イソキサチオン	ND ND	～ ／ 8	0.008	0.05
	ダイアジノン	ND ND	～ ／ 8	0.005	0.02
	チオジカルブ	ND ND	～ ／ 8	0.08	0.8
	フェニトロチオン	ND ND	～ ／ 8	0.003	0.13
	ペルメトリン	ND ND	～ ／ 8	0.1	1
	ベンスルタップ	ND ND	～ ／ 8	0.09	0.42
殺 菌 剤	イプロジオン	ND ND	～ ／ 8	0.3	3
	イミノクダジンアルベジル酸塩 及びイミノクタジン酢塩	ND ND	～ ／ 8	0.006	0.061
	クロロタロニル	ND ND	～ ／ 8	0.04	0.47
	ジフェノコナゾール	ND ND	～ ／ 8	0.03	0.25
	ジプロコロナゾール	ND ND	～ ／ 8	0.03	0.3
	チウラム	ND ND	～ ／ 8	0.02	0.2
	チオフアネートメチル	ND ND	～ ／ 8	0.3	3
	チフルザミド	ND ND	～ ／ 8	0.05	0.37
	トリフルミゾール	ND ND	～ ／ 8	0.05	0.39
	トルクロホスメチル	ND ND	～ ／ 8	0.2	1.7
	バリダマイシン	ND ND	～ ／ 8	1.2	9.5
	ヒドロキシイソキサゾール	ND ND	～ ／ 8	0.1	1
	プロピコナゾール	ND ND	～ ／ 8	0.05	0.5
	ボスカリド	ND ND	～ ／ 8	0.11	1.1
	ホセチル	ND ND	～ ／ 8	2.3	23
除 草 剤	アシュラム	ND ND	～ ／ 8	0.2	10
	エトキシスルフロン	ND ND	～ ／ 8	0.1	1.4
	シクロスルファムロン	ND ND	～ ／ 8	0.08	0.8
	トリクロピル	ND ND	～ ／ 8	0.006	0.06
	ナプロパミド	ND ND	～ ／ 8	0.03	2.9
	フラザスルフロン	ND ND	～ ／ 8	0.03	0.34
	プロピザミド	ND ND	～ ／ 8	0.05	0.5
	ベンフルラリン	ND ND	～ ／ 8	0.01	0.1
	MCPAイソプロピルアミン塩 及びMCPAナトリウム塩	ND ND	～ ／ 8	0.005	0.05

<生活環境項目>

項 目		ゴルフ場名		協定値 (mg/ℓ)
		最低 平均	～ ／ 最高 測定回数	
COD		3.3 7.1	～ ／ 17 8	20
SS		1 7.5	～ ／ 15 8	25

説明： 測定回数は延べ数、NDは定量下限値未満。

4 騒音・振動関係

騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外

(単位：デシベル)

地域の類型	基 準 値		該 当 地 域
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)	
A A	50以下	40以下	該当なし
A	55以下	45以下	第一・二種低層住居専用地域、 田園住居地域、 第一・二種中高層住居専用地域
B	55以下	45以下	第一・二種住居地域、準住居地域
C	60以下	50以下	近隣商業地域、商業地域、工業地域、 準工業地域（含特別業務地区）

道路に面する地域

(単位：デシベル)

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

説明： 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

(単位：デシベル)

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
70以下	65以下

説明： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれている場合は、
屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。

騒音規制法に基づく指定地域内の自動車騒音の要請限度*

(単位：デシベル)

道路自動車騒音の要請限度	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線道路を担う道路に近接する区域	75	70

説明： a 区域 第一・二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一・二種中高層住居専用地域

b 区域 第一・二種住居地域、準住居地域

c 区域 近隣商業地域、商業地域、工業地域、準工業地域（含特別業務地区）

騒音規制法及び振動規制法区域区分

騒音規制法の区域	振動規制法の区域		都 市 計 画 の 用 途 地 域
第 1 種 区 域	第 1 種区域		第一・二種低層住居専用地域、田園住居地域など
第 2 種 区 域			第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域など
第 3 種 区 域	第 2 種区域	I	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（含特別業務地区）、一部の工業地域など
第 4 種 区 域		II	工業地域、一部の工業専用地域など

騒音規制法に基づく特定工場等の騒音規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
昼 間 (午前8時～午後6時)	50以下	60以下	65以下	70以下
朝 夕 (午前6時～午前8時 午後6時～午後9時)	45以下	50以下	65以下	70以下
夜 間 (午後9時～午前6時)	40以下	45以下	55以下	65以下

振動規制法に基づく特定工場等の振動規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第 1 種区域	第 2 種区域	
		I	II
昼 間 (午前8時～午後7時)	60	65	70
夜 間 (午後7時～午前8時)	55	60	65

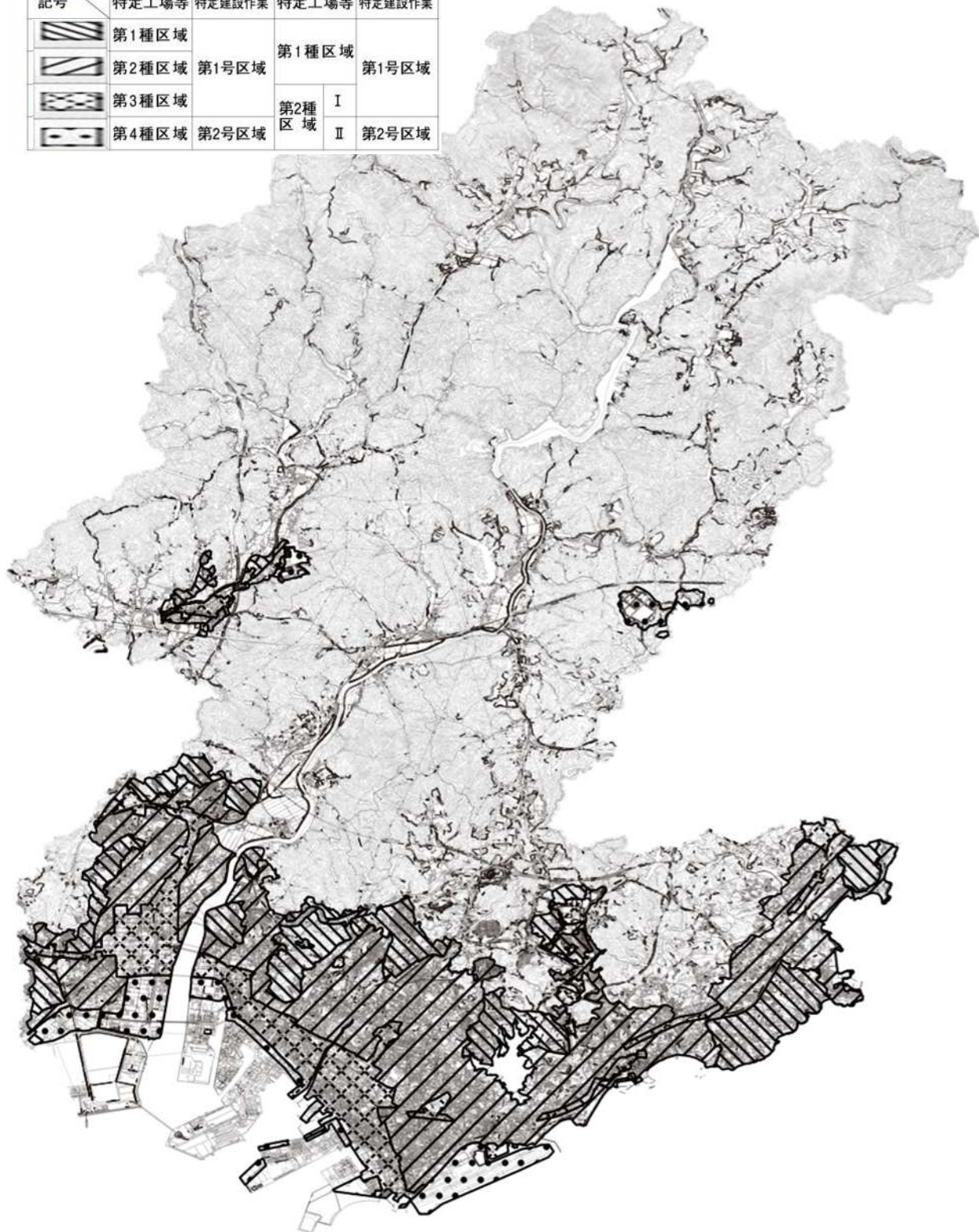
騒音規制法指定地域図

(昭和44年5月1日施行)
(平成 9年4月1日改訂)
(平成14年2月1日改訂)
(平成20年5月1日改訂)

振動規制法指定地域図

(昭和53年5月1日施行)
(平成 9年4月1日改訂)
(平成14年2月1日改訂)
(平成20年5月1日改訂)

凡 例				
区分 記号	騒音規制法		振動規制法	
	特定工場等	特定建設作業	特定工場等	特定建設作業
	第1種区域		第1種区域	
	第2種区域	第1号区域		第1号区域
	第3種区域		第2種区域 I	
	第4種区域	第2号区域	第2種区域 II	第2号区域



騒音規制法に基づく種類別及び区域別特定施設設置状況

令和6年3月末現在

種 類		規模・型式、原動機定格出力等	第1種 区域	第2種 区域	第3種 区域	第4種 区域	計
金 属 加 工 機 械	圧 延 機 械	原動機定格出力合計22.5kW以上				1	1
	ベンディングマシン	ロール式、原動機定格出力3.75kW以上		8	25	8	41
	液 圧 プ レ ス	矯正プレスを除く		12	27	12	51
	機 械 プ レ ス	呼び加圧能力30重量t以上		6	14	4	24
	せ ん 断 機	原動機定格出力3.75kW以上		9	35	16	60
	鍛 造 機	全て			6	3	9
	そ の 他				2		2
圧 縮 機 ・ 送 風 機		原動機定格出力7.5kW以上（冷凍機は除く）	1	130	148	405	684
土石用または鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機		原動機定格出力7.5kW以上		38	8	18	64
織 機		原動機を用いるもの全て					
建 設 用 資 材 製 造 機		コンクリートプラント混練容量 0.45m ³ 以上		1	9		10
		アスファルトプラント混練重量 200kg以上					
穀 物 用 製 粉 機		ロール式、原動機定格出力7.5kW以上					
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー・ チップパー・碎木機	チップパーについては原動機定格 出力2.25kW以上、他は全て		1	3	3	7
	帯 の こ 盤	原動機定格出力 木工用2.25kW以上、 製材用15kW以上		13	15	2	30
	丸 の こ 盤	原動機定格出力 木工用2.25kW以上、 製材用15kW以上		11	10		21
	か ん な 盤	原動機定格出力2.25kW以上		8	15	1	24
抄 紙 機		全て					
印 刷 機 械		原動機を用いるもの全て		45	89	8	142
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		全て		4	4	27	35
鋳 型 造 型 機		ジョルト式のもの					
合 計			1	286	410	508	1,205

騒音規制法に基づく特定建設作業*の規制基準

基準の区分 作業の種類	基本的事項	夜 間 制 限		時 間 制 限		期 間 制 限		日曜休日の制限		適用除外の凡例
		制限時間	適用除外	時 間	適用除外	期 間	適用除外	制 限 日	適用除外	
1) くい打機、くい打くい抜機、くい抜機を使用する作業	特定建設作業の場所の敷地境界において85デシベル以下	午後 7 時から翌日の午前 7 時迄 (2 号区域は午後 10 時から翌日の午前 6 時迄)	① ② ③ ④	1 日 10 時間をこえないこと (2 号区域は 14 時間)	① ② ③ ④ ⑤	同一場所で連続 6 日をこえないこと	① ②	日曜その他の休日に行わないこと	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	① 災害その他非常事態発生による緊急作業の場所 ② 人の生命身体に対する危険防止のため必要な場合 ③ 鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ④ 道路の使用(占用)の許可又は協議において作業を夜間に行うこととされた場合 ⑤ 道路の使用(占用)の許可又は協議において作業を日曜休日に行うこととされた場合 ⑥ 電気事業法による変電所の変更の工事が必要な場合 ⑦ 作業開始した日に作業が終わる場合
2) びょう打機を使用する作業										
3) さく岩機を使用する作業										
4) 空気圧縮機を使用する作業										
5) コンクリートプラント、アスファルトプラントを設ける作業										
6) バックホウを使用する作業										
7) トラクターショベルを使用する作業										
8) ブルドーザーを使用する作業										

騒音規制法に基づく特定建設作業届出件数（令和5年度）

特定建設作業の種類	規模、型式、原動機定格出力、その他条件等	件 数
く い 打 機 1 く い 抜 機 く い 打 く い 抜 機 } を使用する作業	もんけんを除く 圧入式くい打くい抜機を除く くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く	5 (3)
2 びょう打機を使用する作業		0 (0)
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る	41 (28)
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る さく岩機の動力として使用する作業を除く	6 (2)
5 (ア) コンクリートプラント、(イ) アスファルトプラントを設けて行う作業	(ア) 混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの (イ) 混練機の混練重量が200kg以上のもの モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く	0 (0)
6 バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る 環境大臣が指定するものを除く	0 (2)
7 トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る 環境大臣が指定するものを除く	0 (0)
8 ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上のものに限る 環境大臣が指定するものを除く	0 (0)
計		53 (35)

説明：（ ）内は前年度の届出件数。

振動規制法に基づく種類別及び区域別特定施設設置状況

令和6年3月末現在

種 類		規模、型式 原動機定格出力	第1種 区域	第2種区域		計
				I	II	
金属加工機械	液 圧 プ レ ス	矯正プレスを除く	12	25	8	45
	機 械 プ レ ス	全て	4	23	8	35
	せ ん 断 機	定格出力1kW以上	15	36	21	72
	鍛 造 機	全て		2	2	4
	ワイヤーフォーミングマシン	定格出力37.5kW以上				
圧 縮 機		定格出力7.5kW以上 (冷凍機は除く)	64	70	118	252
土石用または鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機		定格出力7.5kW以上	28		2	30
織 機		原動機を用いるもの				
建設用資材 製造機械	コンクリートブロックマシン	定格出力合計2.95kW以上	3		6	9
	コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械	定格出力合計10kW以上				
木材加工機械	ド ラ ム バ ー カ ー	全て		1		1
	チ ッ パ ー	定格出力2.2kW以上	3	1		4
印 刷 機 械		定格出力2.2kW以上	1	10	10	21
ゴム練用、合成樹脂練用ロール機		定格出力30kW以上 カレンダーロールを除く				
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		全て	5	2	29	36
鋳 型 造 型 機		ジョルト式のものに限り				
計			135	170	204	509
騒音規制法の区域区分との対比			第1・第2 種区域	第3種 区 域	第4種 区 域	—

振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

基準の区分 作業の種類	基本的事項	夜 間 制 限		時 間 制 限		期 間 制 限		日曜休日の制限		適用除外の凡例
		制限時間	適用除外	時 間	適用除外	期 間	適用除外	制 限 日	適用除外	
1) くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	作業場所の敷地境界で75デシベル以下	午後 7 時から翌日の午前 7 時迄 (2 号区域は午後 10 時から翌日の午前 6 時迄)	① ② ③ ④	1 日 10 時間をこえないこと (2 号区域は14時間)	① ②	同一場所で連続6日をこえないこと	① ②	日曜その他の休日に行わないこと	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	① 災害その他非常事態発生による緊急作業の場合 ② 人の生命身体に対する危険防止のため必要な場合 ③ 鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ④ 道路の使用(占用)の許可又は協議において作業を夜間に行うこととされた場合 ⑤ 道路の使用(占用)の許可又は協議において作業を日曜休日に行うこととされた場合 ⑥ 電気事業法による変電所の変更の工事で必要な場合
2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業										
3) 舗装版破碎機を使用する作業										
4) ブレーカーを使用する作業										

振動規制法に基づく特定建設作業届出件数（令和5年度）

特定建設作業の種類	規模、型式、原動機定格出力、その他条件等	件 数
く い 打 機 1 く い 抜 機 く い 打 く い 抜 機 } を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く 油圧式くい抜機を除く 圧入式くい打くい抜機を除く	5 (3)
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		0 (0)
3 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る	0 (0)
4 さく岩機を使用する作業	手持式のものを除く 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る	21 (21)
計		34 (24)

説明： （ ） 内は前年度の届出件数。

騒音の目安（地方都市）

90 デシベル	パチンコ店内
80 デシベル	航空機の機内、ゲームセンター店内
70 デシベル	バス・鉄道の車内、蟬の声
60 デシベル	役所の窓口周辺、海辺
50 デシベル	書店の店内
40 デシベル	山村の田畑、図書館の館内、住宅地の夜間
30 デシベル	山間の住宅地の夜間

（出典 「全国環境研協議会 騒音小委員会」）

協定工場騒音測定結果(令和5年度)

(単位：デシベル)

工 場 名	測 定 点 No.	昼 間		協 定 値	夜 間		欠 測 等 理 由	
		測定値			測定値			
		1 回 目	2 回 目		1 回 目	2 回 目		
テ ク ノ U M G (株)	1	57	58	65	57	56	65	
	2	57	54		55	53		
	3	51	51		50	49		
	4	50	49		48	48		
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	1	(56)	(51)	60	(55)	(51)	55	
	2	48	46		45	40		
	3	44	42		38	37		
	4	44	42		41	40		
	5	・	・		42	42		
セ ン ト ラ ル 化 成 (株)	1	・	・	60	41	40	55	自動車騒音のため測定不能
宇 部 吉 野 石 膏 (株)	1	56	55	65	52	51	65	
	2	61	59		58	53		
	3	53	54		53	52		
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 東 地 区	1	49	47	65	50	46	60	
	2	49	45		47	44		
	3	49	48		51	47		
	4	54	51		54	51		
	5	56	57		57	58		
	6	53	55		57	58		
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 西 地 区	1	・	・	60	54	51	55	
	2	・	・		55	54		
	3	・	・		55	54		
	4	54	53		54	53		
	5	52	54		52	53		
	6	52	55		53	54		
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 藤 曲 地 区	1	(59)	60	65	(60)	59	65	
	2	69	67	70	68	67	70	
	3	54	52	65	55	54	65	
	4	61	64		60	64		
	5	60	58		60	60		
U B E (株) 宇 部 電 子 工 業 部 材 工 場	1	(57)	(58)	65	(57)	(58)	65	
	2	(62)	(61)		(62)	(60)		
	3	(61)	(56)		(60)	(55)		
U B E 三 菱 セ メ ン ト (株) 宇 部 セ メ ン ト 工 場	1	61	59	70	59	60	70	
	2	67	68		68	68		
	3	61	60		58	57		
	4	(65)	(68)		(63)	(66)		
	5	59	60		57	57		
U B E 三 菱 セ メ ン ト (株) 宇 部 ト レ フ ァ イ ド ベ レ ッ ト 工 場	1	(61)	(57)	70	(61)	(59)	70	
	2	(59)	56		(59)	(57)		
	3	(61)	61		59	61		
	4	60	59		61	60		

説明： () は参考値。隣接工場等の影響大と判断される測定値。

・印は欠測。

(単位：デシベル)

工場名	測 定 点 No.	昼 間		協定値	夜 間		協定値	欠 測 等 理 由
		測定値			測定値			
		1 回 目	2 回 目		1 回 目	2 回 目		
U B E マ シ ナ リ ー (株)	1	(62)	50	65	(61)	50	65	揚貨装置稼動音のため参考値
	2	(55)	47		(56)	43		
(株) 宇 部 ス チ ー ル	1	・	・	60	・	・	55	自動車騒音のため測定不能
	2	・	・		・	・		
	3	・	・		・	・		
チ タ ン 工 業 (株)	1	56	56	65	55	51	65	
	2	56	55		56	54		
	3	56	58		56	56		
エムシー・ファーターコム(株)	1	60	63	70	58	62	65	
	2	(59)	(61)		(57)	(60)	70	
	3	(57)	(68)		(58)	(61)		
宇部マテリアルズ(株) 第 1 工 場	1	(56)	(57)	65	(57)	(57)	65	
	2	(58)	(57)		(58)	(58)		
	3	51	51		51	52		
	4	58	63	70	58	62	70	
宇部マテリアルズ(株) 第 2 工 場	1	54	49	65	53	(65)	65	ベルトコンベアの稼動音
	2	(63)	(61)		(61)	(61)		散水ポンプの稼動音
	3	(58)	(51)		(56)	(53)		
EJ ホールディングス(株)	1	50	(51)	65	・	・	65	夜間の稼働がないため測定なし
	2	43	42	60	・	・	55	
	3	45	44	65	・	・	65	
協 和 キ リ ン (株)	1	48	48	60	48	(52)	55	送風機音（下水道工事） 解体作業音
	2	(60)	(57)	65	(60)	(47)	65	
	3	(58)	44		(58)	(53)		
太 陽 石 油 (株)	1	48	46	70	41	43	65	
	2	46	41		45	46		
	3	57	54		51	51		
	4	58	49		56	54		

説明：（ ）は参考値。隣接工場等の影響大と判断される測定値。 ・印は欠測。

5 協定締結工場の燃料使用量経年変化

年 度	石炭使用量 (千トン/年)	重油使用量 (千kl/年)	全燃料使用量 (重油換算)		備 考
			(千kl/年)	(S分%)	
S29～34	999	0	624		昭和29年から燃料使用量調査開始
35～39	1,631	321	1,341		昭和35年から重油使用はじまる
40～44	1,067	724	1,391		
45～49	143	1,582	1,662	1.7	第1次オイルショック
50～54	389	1,175	1,448	1.2	第2次オイルショック
55～59	1,698	331	1,589	1.1	
60～63	1,808	182	1,549	0.9	
H1	1,542	195	1,349	1.0	
2	1,304	173	1,223	1.0	新宇部発電所 操業率低下
3	1,123	177	1,111	0.9	
4	1,101	180	1,107	1.0	
5	1,077	194	1,108	1.0	
6	1,075	239	1,198	1.0	西沖工場操業開始
7	987	249	1,126	1.0	
8	1,027	265	1,151	1.0	
9	1,024	268	1,120	1.0	
10	974	282	1,044	0.9	
11	983	261	1,077	1.0	
12	1,015	255	1,089	1.0	
13	1,008	249	1,092	0.9	
14	1,030	237	1,060	0.9	
15	1,025	246	1,090	0.9	
16	1,107	243	1,136	0.9	宇部興産㈱216MW発電所操業開始
17	1,474	228	1,381	0.9	
18	1,466	213	1,373	0.9	合併に伴い〔山口日本電気㈱〕を追加
19	1,573	203	1,482	0.8	
20	1,557	190	1,428	0.8	
21	1,474	164	1,311	0.7	
22	1,654	164	1,423	0.8	
23	1,658	159	1,434	0.7	
24	1,612	145	1,372	0.7	
25	1,069	149	1,007	0.9	宇部興産㈱216MW発電所操業停止
26	1,325	143	1,186	0.8	宇部興産㈱216MW発電所操業開始
27	1,676	72	1,407	0.7	セントラル硝子㈱重油ボイラー操業停止
28	1,611	67	1,339	0.7	
29	1,626	74	1,345	0.8	
30	1,562	79	1,280	0.8	
R1	1,612	69	1,315	0.8	
2	1,456	61	1,213	0.7	
3	1,430	67	1,205	0.7	
4	1,405	48	1,144	0.7	
5	1,347	30	1,090	0.7	

説明： 昭和29年度から63年度までは、各5年間程度での平均値。

6 ごみ処理の概要

(1) 収集体制（廃棄物対策課）

①処理計画区域

市内全域 286.65km²

②収集方法

種 別	収集回数	回収日	場 所	収 集 者	備 考
燃 や せ る ご み	週3回	曜日指定	ごみステーション	市、委託業者	指定袋
プラスチック製容器包装	週1回	曜日指定	ごみステーション	市、委託業者	無色透明の袋
月1回収集の燃やせるごみ	月1回	日 指 定	ごみステーション	委託業者	〃
びん・缶（スプレー缶）			ごみステーション	委託業者	〃
ペ ッ ト ボ ト ル			ごみステーション	市、委託業者	〃
燃 や せ な い ご み			ごみステーション	委託業者	〃
危 険 ご み			ごみステーション	委託業者	〃
古紙（新聞紙、雑誌（雑がみ含む）、段ボール）、紙製容器包装	月1回	日 指 定	ごみステーション	資源回収業者、委託業者	ひもで十字に束ねる
粗 大 ご み	随 時	随 時	戸 別	市	要事前申込

(2) 処理施設（環境保全センター施設課）

①ごみ焼却施設

名 称	宇部市ごみ焼却場
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
敷 地 面 積	28,300 m ²
建 築 面 積	3,700 m ²
竣 工 年 月 日	平成15年2月28日
処 理 能 力	198 t / 日 (3炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式ガス化熔融方式（流動床式）
工 事 費	11,056,500千円
荒物破碎施設	油圧駆動切断機（10 t / 5 h）
余熱利用設備	ごみ発電（定格出力4,000kW）、工場内等給湯、リサイクルプラザ防爆蒸気供給
設 計 施 工	荏原・大成・相馬・大栄共同企業体

②不燃ごみ処理施設

名 称	宇部市リサイクルプラザ
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
敷 地 面 積	28,300 m ² （焼却施設と同一敷地）
建 築 面 積	2,600 m ²
竣 工 年 月 日	平成7年3月20日
処 理 能 力	70 t / 5 h（粗大ごみ系 44.45 t / 5 h、資源ごみ系 25.55 t / 5 h）
選 別 種 類	粗大ごみ系（鉄類、不燃物類、アルミ類、プラスチック類、可燃物類） 資源ごみ系（鉄、アルミ、カレット（白、茶、その他））
設 計 施 工	日立造船株式会社

③埋立施設

名 称	宇部市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山525番地124等の地先公有水面
埋 立 面 積	93,726 m ²
埋 立 容 量	131,300 m ³

(3) 再生資源集団回収実績 (廃棄物対策課)

区分 年度	再資源化対象物(t)				合 計(t)	奨励金額 (千円)
	紙 類	繊維類	金属類	びん類		
H26	2,058	1	133	19	2,211	11,054
27	1,843	1	130	19	1,993	9,967
28	1,661	1	133	16	1,811	9,057
29	1,478	1	127	15	1,621	8,105
30	1,353	1	116	13	1,483	7,416
R1	1,164	1	104	10	1,279	6,396
2	1,012	1	106	10	1,129	5,646
3	883	1	91	7	982	4,909
4	777	1	88	6	872	4,361
5	666	1	82	5	754	3,769

(4) 処理量 (環境保全センター施設課、廃棄物対策課)

①燃やせるごみ (焼却工場)

(単位: t)

区分 年度	市収集	直接搬入	リサイクルプラザから 焼却場への搬入分	山口市 阿知須地域	合 計
H26	31,032	22,309	2,626	0	55,967
27	31,034	22,860	2,805	0	56,699
28	30,024	24,174	2,016	0	56,214
29	28,993	23,768	1,632	0	54,393
30	28,364	23,005	1,705	0	53,074
R1	28,148	22,712	1,728	329	52,917
2	27,760	21,613	1,787	0	51,160
3	26,953	21,702	1,773	0	50,431
4	26,784	21,636	1,675	0	50,095
5	25,550	21,477	2,317	0	49,385

②燃やせないごみ (リサイクルプラザ)

(単位: t)

③資源ごみ (びん・缶)

(リサイクルプラザ)

(単位: t)

区分 年度	市収集	直接搬入	山口市 阿知須 地域	合 計
H26	1,700	1,390	0	3,090
27	1,721	1,405	0	3,126
28	1,620	1,251	0	2,871
29	1,594	1,290	0	2,884
30	1,684	1,462	0	3,146
R1	1,754	1,360	0	3,114
2	1,947	1,426	0	3,373
3	1,718	1,326	0	3,044
4	1,584	1,296	0	2,880
5	1,523	1,332	0	2,855

区分 年度	市 収 集	直接搬入	山口市 阿知須 地域	合 計
H26	1,602	622	—	2,224
27	1,556	594	—	2,150
28	1,508	559	—	2,067
29	1,454	542	—	1,996
30	1,312	510	—	1,822
R1	1,316	396	—	1,712
2	1,295	275	—	1,570
3	1,273	240	—	1,513
4	1,193	222	—	1,415
5	1,159	198	—	1,357

④埋立ごみ（埋立地）

（単位：t）

区分 年度	市収集	直接搬入	小 計	焼却場残渣	リサイクルプラザ 残渣	山口市 阿知須地域	合 計
H26	19	639	658	5,548	776	0	6,982
27	18	587	605	5,521	816	0	6,942
28	13	493	506	4,699	1,520	0	6,725
29	15	475	490	4,311	1,811	0	6,612
30	7	493	500	4,575	1,777	0	6,852
R1	3	715	718	4,327	1,648	0	6,693
2	2	565	567	4,201	1,778	0	6,546
3	1	531	532	4,423	1,587	0	6,542
4	0	457	457	3,216	1,457	0	5,130
5	1	674	675	2,985	784	0	4,444

⑤粗大ごみ収集件数

（単位：件）

年度	区分	収 集 件 数
H26		767
27		1,123
28		1,289
29		1,326
30		1,303
R1		1,235
2		1,506
3		1,359
4		1,447
5		1,443

⑥使用済乾電池処理量

（単位：kg）

年度	区分	処 理 量
H26		50,784
27		58,951
28		55,815
29		50,020
30		51,180
R1		49,068
2		48,788
3		45,100
4		44,977
5		33,578

（５）原価計算（廃棄物対策課、環境保全センター施設課）

①ごみ処理原価の推移 【1t 当り】

部門 年度	収集運搬		焼 却	リサイクルプラ ザ	埋 立
	直 営	委 託			
H26	17,591円39銭	17,584円30銭	18,732円85銭	47,641円52銭	5,719円79銭
27	19,354円16銭	14,248円06銭	18,772円35銭	44,307円74銭	6,117円93銭
28	22,303円73銭	13,952円15銭	18,137円28銭	42,665円89銭	6,003円14銭
29	24,490円67銭	14,106円06銭	17,901円03銭	41,784円10銭	6,515円03銭
30	25,087円70銭	14,521円00銭	21,945円06銭	41,217円70銭	3,913円05銭
R1	24,813円85銭	15,303円69銭	19,599円55銭	42,804円91銭	8,985円61銭
2	30,187円48銭	13,394円06銭	20,893円90銭	46,514円63銭	6,836円79銭
3	32,482円76銭	13,870円99銭	19,534円33銭	49,534円73銭	10,835円74銭
4	40,357円80銭	13,936円28銭	23,435円18銭	53,488円07銭	8,342円20銭
5	38,593円89銭	14,722円74銭	20,513円67銭	55,893円83銭	8,630円18銭

②令和５年度ごみ処理原価計算

	収集運搬		中間処理		最終処分
	直 営	委 託	焼 却	リサイクルプラザ	埋 立
人 件 費 （円）	242,311,648	-	264,743,989	9,174,963	3,512,902
経 費 （円）	27,019,797	341,920,906	809,750,802	315,999,845	32,141,049

減価償却費 (円)	16,370,195	-	33,273,630	9,964,573	5,598,288
利 子 (円)	47,515	-	971,306	-	-
電 気 料 収 入 (円)	-	-	(△) 95,672,372	-	-
合 計 (円)	285,749,155	341,920,906	1,013,067,355	335,139,381	41,252,239
処 理 量 (t)	7,404	23,224	49,385	5,996	4,780
1 t 当り原価	38,593円89銭	14,722円74銭	20,513円67銭	55,893円83銭	8,630円18銭

(6) ごみ処理手数料収入の推移 (環境保全センター施設課)

(単位：千円)

項目 \ 年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5
ごみ処理手数料	338,937	334,101	325,017	321,916	308,334	306,156	305,340	301,674

(7) ごみ処理手数料の変遷 (環境保全センター施設課)

平成 26 年 6 月	焼却施設へ搬入 10kgまで：無料 (1日1回に限る。) 10kgを超え20kg以下：260円 20kgを超え以降10kgまでごとに130円を加算する。 埋立地へ搬入 50kg以下：無料 50kgを超え100kg以下：650円 100kgまでごとに650円を加算する。 リサイクルプラザへ搬入のうち、資源物以外の不燃物 10kgまで：無料 (1日1回に限る。) 10kgを超え20kg以下：260円 20kgを超え以降10kgまでごとに130円を加算する。
平成 20 年 4 月	焼却施設へ搬入 10kgまで：無料 (1日1回に限る。) 10kgを超え100kg未満：500円、100kg以上110kg未満：1,300円 10kg増すまでごとに130円を加算する。 埋立地へ搬入 100kg以下：650円 100kg増すまでごとに650円を加算する。 リサイクルプラザへ搬入のうち、資源物以外の不燃物 10kgまで：無料 (1日1回に限る。) 10kgを超え100kg未満：500円、100kg以上110kg未満：1,300円 10kg増すまでごとに130円を加算する。

平成14年4月	焼却施設へ搬入 10kgまで：無料（1日1回に限る。） 10kgを超え100kg未満：500円、100kg以上110kg未満：1,000円 10kg増すまでごとに100円を加算する。 リサイクルプラザへ搬入 資源物（びん、缶、ペットボトル、古紙、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装で、それぞれ分別されていること。） 10kgまで：無料（1日1回に限る。） 10kgを超え100kgまで：350円 100kg増すまでごとに350円を加算する。 資源物以外の不燃物（搬入は1日1回まで） 10kgまで：無料 10kgを超え100kg未満：500円、100kg以上110kg未満：1,000円 10kg増すまでごとに100円を加算する。
平成13年4月	特定家庭用機器廃棄物手数料 市へ臨時収集申込の場合：2,600円、リサイクルプラザへ搬入の場合：2,100円
平成11年4月	埋立地へ搬入100kg毎：500円（搬入は1日1回まで） ※一般家庭から排出されたごみを自ら直接搬入した場合：無料
平成7年4月	多量排出者 10kg毎：160円 臨時申込 品目別→1個：1,000円以内、重量別100kg毎1,100円 焼却施設へ搬入100kg毎：500円 リサイクルプラザへ搬入100kg毎：500円、解体を要するもの→1個200円 ※一般家庭から排出されたごみを自ら直接搬入した場合：500円以内 埋立地へ搬入 最大限積載量 1トン未満の車両：700円、1トン～2トン：2,100円 ※一般家庭から排出されたごみを自ら直接搬入した場合：無料 犬・猫死体→1匹：500円 ※自ら直接搬入した場合：無料
昭和57年5月	多量排出者 10kg毎：55円 臨時申込 1トン：8,000円 埋立地へ搬入 最大限積載量 1トン未満の車両：300円、1トン～3トン：800円 3トン～5トン：1,900円、5トン以上：2,700円 焼却施設へ搬入100kg毎：400円
昭和52年5月	多量排出者 10kg毎：40円 臨時申込 1トン：6,000円 埋立地へ搬入 最大限積載量 1トン未満の車両：200円、1トン～3トン：600円 3トン～5トン：1,400円、5トン以上：2,000円 焼却施設へ搬入100kg毎：300円
昭和51年4月	埋立地へ搬入 最大限積載量 1トン未満の車両：100円、1トン～3トン：300円 3トン～5トン：700円、5トン以上：1,000円
昭和50年8月	多量排出者 10kg：20円 臨時申込 1トン：2,000円 犬・猫 1匹：150円 焼却施設へ搬入100kgまで：100円

説明：平成元年4月、平成9年4月、平成26年4月に消費税を加算

7 し尿処理の概要

（1）処理状況（環境保全センター施設課）

（単位：kℓ）

項目 \ 年度		28	29	30	R1	2	3	4	5
搬入	し尿	9,932	9,932	9,932	9,932	9,932	9,932	9,932	9,289
	浄化槽汚泥	29,239	29,239	29,239	29,239	29,239	29,239	29,239	28,474
	合計	39,171	39,171	39,171	39,171	39,171	39,171	39,171	37,763
下水道放流		0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 処理施設（環境保全センター施設課）

施 設 の 名 称	宇部市環境保全センターし尿処理場
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地 4
敷 地 面 積	4,000 m ²
建 築 延 面 積	1,950.48 m ²
処 理 方 式	下水道投入方式 好気性消化処理方式
処 理 能 力	150 kℓ／日
処理水放流先	公共下水道終末処理場
竣 工	昭和60年3月25日

(3) 原価計算（廃棄物対策課、環境保全センター施設課）

①し尿処理原価の推移

[1 荷 (36ℓ) 当り]

年度	部門	収集・運搬	処 理
		委託	
26		501円06銭	102円76銭
27		502円90銭	99円15銭
28		505円69銭	92円38銭
29		507円49銭	73円11銭
30		510円86銭	69円59銭
R1		520円27銭	81円66銭
2		527円28銭	124円45銭
3		535円27銭	108円08銭
4		532円30銭	102円09銭
5		527円15銭	99円17銭

説明：平成24年4月から全面委託

②令和5年度し尿処理原価計算

項目 \ 部門	収 集 運 搬	処 理
人 件 費 (円)	4,412,617	0
経 費 (円)	3,653,651	99,726,065
減価償却費 (円)	1,117,100	4,262,179
利 子 (円)	0	40,256
合 計 (円)	9,183,368	104,028,500
処 理 量 (荷)	260,211	1,048,964
1 荷 当 り 原 価	527円15銭	99円17銭

(4) し尿処理手数料収入の推移 (廃棄物対策課)

(単位：千円)

項目 \ 年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5
し尿処理手数料	197,901	183,761	179,210	178,437	177,034	160,030	147,151	137,550

(5) し尿処理手数料の変遷 (廃棄物対策課)

昭和51年4月	360	160円
54年5月	360	200円
57年5月	360	240円
61年5月	360	290円
平成17年4月	360	451円 (税込)
20年6月	360	480円 (税込)
26年4月	360	494円 (税込)
令和元年10月	360	503円 (税込)

説明：平成元年4月、平成9年4月、平成26年4月、令和元年10月に消費税を加算

法令

1 宇部市環境保全条例

〔 平成17年3月29日
宇部市条例第8号 〕

私たちのふるさと宇部は、南は周防灘に面し、海岸線から市街地が形成され、北に向かってなだらかな丘陵地が広がり、北部は長門山地に接し、常盤湖や霜降山、小野湖、荒滝山、吉部の大岩郷など豊かな自然環境に恵まれたまちである。

また、私たちのまちは、石炭鉱業とともに発展したが、一方で、激甚な大気汚染を経験した。そこで、私たちは、先人たちによって育まれた「共存同栄・協同一致」の精神の下、「産・官・学・民」が一体となり、「宇部方式」と呼ばれる公害防止システムを構築し、大気汚染を中心とした産業公害の克服に努めてきた。こうした取組は、国際的にも高く評価され、国連環境計画（U N E P）から「グローバル500賞」を受賞するに至った。

しかしながら、今日の社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを提供する一方で、資源やエネルギーを大量に消費するため、人類の生存の基盤である地球環境に大きな負荷をかけている。

そこで、ここに、地球環境にやさしく、持続的な発展が可能な社会の実現を目指すため、すべての人が共に力を合わせて、生活様式や事業活動を見直すなど恵み豊かな環境を保全し、及び創造するとともに、その環境を将来に継承していくよう、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 良好な環境 現在及び将来において、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び社会環境をいう。
- （2） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （3） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- （4） 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水

質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民、事業者、学識経験者及び市が、相互の信頼のもとに、情報を積極的に公開し、科学的知見に基づく協議により問題の解決を図ってきたこれまでの精神を継承して行われなければならない。

2 環境の保全等は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、その環境が将来にわたって良好な状態で維持されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全等は、環境への負荷をできる限り低減させるため、すべての人が自主的かつ積極的に行動することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない、持続的な発展が可能な社会が構築されるよう行われなければならない。

4 人と自然との共生は、多様な自然環境の保全が生態系の多様性の確保に重要であることを認識し、適正に行われなければならない。

5 地球環境の保全は、地域における環境が地球全体の環境に影響を及ぼしていることを認識し、前各項に規定する理念に配慮した日常生活及び事業活動により着実かつ積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備しなければならない。

3 市は、環境の保全等に関し広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して推進しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 事業者は、良好な環境の保全のため、最大限努力するとともに、万一、良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷

の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に沿って、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、自然環境及び社会環境が適正に保全されるよう、大気、水等を良好な状態に保持すること。
- (2) 多様な自然環境を適正に保全し、生態系及び生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺等における身近な自然環境を保全し、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (4) 資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量等を図り、環境への負荷の少ない日常生活及び事業活動への転換を促進すること。
- (5) すべての人が自主的かつ積極的な取組を行い、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、審議会（宇部市環境審議会条例（平成6年条例第26号）第1条の宇部市環境審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(部門ごとの計画)

第9条 市長は、環境基本計画に基づく施策を実施するに当たり必要があるときは、部門ごとの計画を別に定めることができる。

(環境基本計画との整合)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告書)

第11条 市長は、環境基本計画の進捗状況を管理し、環境の状況及び環境の保全等に関して実施した施策の状況を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2節 環境の保全等のための施策

(協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者と良好な環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する措置への支援)

第13条 市長は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等に資する適切な措置をとることを促進するため、必要かつ適正な支援をするよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備の推進)

第14条 市長は、下水道、公共的な廃棄物処理施設その他の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の環境の保全等に資する施設の整備に努めるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習等の推進)

第15条 市長は、環境の保全等に係る市民及び事業者の理解を深めるため、環境の保全等に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等の推進)

第16条 市長は、市民及び事業者による資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減を図るため、施設の整備及び維持管理その他の市の事務事業の実施に当たっては、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

(再生可能エネルギーの利用の促進)

第16条の2 市長は、市民及び事業者による再生可能エネルギー(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源から得られる電気、熱又は燃料製品をいう。次項において同じ。)の利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、市の施設等において、再生可能エネルギーの利用に努めるものとする。

(平二五条例二六・追加)

(地球環境の保全のための施策の推進)

第 17 条 市長は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

（国際環境協力の推進）

第 18 条 市長は、国、県、国際的な機関その他の団体と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等を行い、国際環境協力の推進に努めるものとする。

（自然との共生の推進）

第 19 条 市長は、自然環境の体系的な保全について配慮するとともに、市民と自然のふれあいの場の確保に努めるものとする。

（歴史・伝統文化の保全等）

第 20 条 市長は、快適な社会環境を確保するため、文化遺産その他の歴史・伝統文化の保全及び継承に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等が行う環境の保全等に関する活動の促進）

第 21 条 市長は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第 22 条 市長は、第 15 条の教育及び学習の推進並びに前条の規定による活動の促進のため、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査及び研究の実施）

第 23 条 市長は、良好な環境及び地球環境の保全のため、必要な調査及び研究の実施に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第 24 条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 公害の防止

第 1 節 公害防止施策及び公害防止義務

（規制基準の設定）

第 25 条 市長は、法令及び山口県条例（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、公害を防止するための規制基準（以下「規制基準」という。）を市規則で定めることができる。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。規制基準を変更しようとするときも同様とする。

（事業者に対する指導等）

第 26 条 市長は、事業者が公害の防止のために行う施設の設置又は整備について必要な指導又は助言を行うことができる。

（事業用施設の管理）

第 27 条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止するため、常に必要な措置を講ずるとと

もに、その事業に係る施設を適正に管理しなければならない。

(公害防止技術の研究及び開発)

第28条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止するため、必要な技術の研究及び開発に努めなければならない。

(公害防止教育等の徹底)

第29条 事業者は、その従業員に対し、公害の防止に必要な教育を行うとともに、公害防止のための指示等を徹底しなければならない。

第2節 工場、事業場等に関する規制

(特定工場等の設置等に係る事前協議)

第30条 市規則で定める工場、事業場等（以下「特定工場等」という。）を設置しようとする者は、市規則の定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 特定工場等を設置している者は、市規則で定める事項を変更しようとするときは、市規則の定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(指導又は勧告)

第31条 市長は、前条の規定による協議（以下「事前協議」という。）があった場合において、その内容が法令等及び規制基準に適合しないと認めるとき又は良好な環境を維持することができないと認めるときは、特定工場等の設置又は変更に係る計画の変更を指導し、又は勧告することができる。

(工事の完了等の届出)

第32条 事前協議をした者（以下「事前協議者」という。）は、特定工場等の設置又は変更に係る工事が完了したときは、当該完了の日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 事前協議者は、氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）に変更があったとき又は特定工場等の使用を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継等)

第33条 事前協議者から特定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、その地位を承継する。

2 事前協議者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その地位を承継する。

3 前二項の規定により事前協議者の地位を承継した者は、当該承継の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(事故があったときの措置等)

第34条 特定工場等を設置している者は、故障、破損その他の事故により人の健康又は良好な環境に支障を及ぼしたときは、直ちに、必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、速やかに事故の再発防止に関する計画を市長に提出しなければ

ならない。

第3節 建設工事に関する規制

(特定建設作業の周知義務)

第35条 法令等で定められた特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該法令等で定められた規制基準を遵守するとともに、あらかじめ周辺住民に対し、作業時間及び騒音、振動等の防止方法について周知を図るよう努めなければならない。

第4節 畜舎に関する規制

(畜舎の適正な管理義務)

第36条 家畜（牛、馬、豚、鶏、めん羊及び山羊をいう。）を飼養する施設（以下「畜舎」という。）を設置している者は、常に当該畜舎を適正に管理し、はえの発生、悪臭等により近隣の社会環境を損なわないよう努めなければならない。

(汚物等処理施設の設置)

第37条 畜舎を設置している者又は設置しようとする者は、当該畜舎から生ずる汚物及び汚水を適正に処理することができる施設（以下「汚物等処理施設」という。）を設けなければならない。

(汚物等処理施設の設置に係る事前協議等)

第38条 汚物等処理施設を設置しようとする者は、当該汚物等処理施設の構造設備について、当該設置に係る工事に着手しようとする日の30日前までに市長に協議しなければならない。構造設備を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、構造設備を是正させる必要があると認めるときは、必要な指導又は勧告をすることができる。

(氏名の変更等の届出)

第39条 前条第1項の規定による協議をした者は、氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、当該変更の日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(汚物等処理施設の廃止に係る事前協議)

第40条 第38条第1項の規定による協議をした者は、汚物等処理施設の使用を廃止しようとするときは、当該廃止をしようとする日の10日前までにその旨を市長に協議しなければならない。

第5節 航空機騒音等に関する規制

(航空機騒音等の防止義務)

第41条 山口宇部空港の設置者及び当該空港を使用する航空運送事業者（以下「空港設置者等」という。）は、良好な環境を保全するため、航空機から発生する騒音及び排気ガス等（以下「航空機騒音等」という。）の防止についての努力を怠ってはならない。

(航空機騒音等に係る事前協議等)

第42条 空港設置者等は、運航の方法、発着回数、航空路線又は航空機の型式その他航空機騒音等に関する事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 市長は、航空機騒音等の軽減及び防除について、空港設置者等と協議を行うよう努めるものとする。

第4章 良好な環境の保全

第1節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第43条 市長は、占有し、又は管理する道路、公園、学校その他の公共施設において緑化を図ることにより、緑と花のまちづくりを推進するものとする。

2 官公署（本市を除く。）及び公共的団体の長は、占有し、又は管理する公共施設において、前項に規定する市の施策に準じて、市が推進する緑と花のまちづくりに協力するものとする。

(民有地の緑化)

第44条 市民は、占有し、又は管理する土地の空間を利用して植樹又は草花等を植えること（以下「植樹等」という。）により、社会環境の快適化を図るよう努めなければならない。

(工場等の緑化)

第45条 工場、事業場等を設置している者又は設置しようとする者は、当該工場、事業場等の敷地を最大限に利用して植樹等を行い、周辺の良い環境を保全するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の植樹等について必要があると認めるときは、指導又は助言を行うことができる。

(保存樹等の指定等)

第46条 市長は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)の規定により、良好な環境を保全するために必要があると認める樹木又は樹木の集団を、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、その所有者に対し、保存樹等の枯損の防止その他の保存に関し必要な助言又は支援をすることができる。

第2節 土地の利用等に関する規制

(土地利用に係る事前協議)

第47条 市規則で定める規模以上の土地の売買等の契約又は開発事業を行おうとする者は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(指導等及び協定)

第48条 市長は、前条の規定により協議をした者に対し、良好な環境の保全のため必要な指導、勧告、変更又は中止の申出ができるとともに、特に必要と認めるときは、事業主と協定を締結することができる。

第3節 公共の場所に関する規制

(公共の場所への廃棄物の投棄の禁止等)

第49条 すべての人は、道路その他の公共の場所にびん、缶、犬の糞便その他の廃棄物を投棄し、又はこれらの場所を汚してはならない。

(土木、建築等の工事施行者等の義務)

第50条 土木、建築等の工事を行う者は、当該工事に伴う土砂、廃材又は資材等が道路その他の公共の場所に飛散し、流出し、脱落し、又はたい積しないよう適正な管理に努めなければならない。

(土砂等の採取者等の義務)

第51条 土砂、碎石（以下「土砂等」という。）を採取し、又は宅地造成等の開発行為を行う者は、道路その他の公共の場所への土砂等の流出の防止に努めなければならない。

(たい積させた土砂等の排除義務)

第52条 道路その他の公共の場所に土砂等を流出させ、又はたい積させた者は、自らの責任と負担において当該土砂等を排除しなければならない。

(土砂等の運搬規制)

第53条 市規則で定める量以上の土砂等を同一の道路を自動車で反覆して運搬しようとする者は、当該運搬を開始しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する届出期間を変更することができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、土砂等の運搬を開始するに当たっては、道路の良好な環境を侵害しないよう市規則で定める事項について必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第54条 市長は、第50条から前条（第1項及び第2項の規定を除く。）までの規定に違反し、公共の場所の良好な環境を侵害している者に対し、施設の設置、改善、土砂等の排除その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第4節 車両の駐車等に関する規制

(不法駐車禁止等)

第55条 車両の運転者又は保有者は、みだりに道路上に駐車し、又は他人に迷惑を及ぼす駐車をしてはならない。

2 市長は、車両の運転者又は保有者が道路その他車両の保管場所として使用することができない場所に駐車しないよう、関係行政機関と協力して適正な駐車又は保管に関し必要な指導をすることができる。

(駐車施設の設置に係る指導)

第56条 市長は、建築物（宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和47年条例第29号）の規定が適用される建築物を除く。）を新築し、改築し、又は増築しようとする者に対し、駐車施設を設置するよう指導することができる。

第5節 日照等の障害の防止

(日照障害の防止)

第57条 建築物の建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認又は第18条第2項の規定による通知をしなければならない建築物を建築しようとするときは、あらかじめ、

当該建築物が近隣の建築物に及ぼす日照に関する影響を調査し、日照の障害により近隣の社会環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(放送電波受信障害の防止)

第58条 建築物の建築主は、当該建築物により近隣の住民のテレビジョン又はラジオの放送電波の受信に障害を与えたときは、障害を受ける近隣の住民と協議の上、当該住民が正常な放送電波を受信できるよう、当該建築物又はその他の場所に共同受信設備その他の必要な設備を設置しなければならない。

第6節 ため池等の管理及び家庭排水の処理

(ため池等の管理者の義務)

第59条 市民が頻繁に通行する道路等の周辺のため池、用排水路等（以下「ため池等」という。）の管理者は、当該道路等の周辺の環境の保全を図るため、当該ため池等の適切な維持管理に努めなければならない。

(ため池等へ排出する家庭排水の処理)

第60条 家庭排水をため池等に排出する者は、浄化槽等を設置し、及び適正な維持管理をすることにより、汚水、悪臭等により近隣の社会環境を損なわないよう努めなければならない。

第7節 空地等の管理

(空地の占有者等の義務)

第61条 空地を占有し、又は管理する者（以下「空地占有者等」という。）は、繁茂した雑草又は廃棄物の除去その他の空地の適正な管理を行い、近隣の社会環境を損なわないよう努めなければならない。

2 空地占有者等は、空地の見やすい場所に当該占有者等の住所、氏名及び連絡方法を表示した立札を設置しなければならない。

(勧告)

第62条 市長は、空地占有者等が前条第1項の規定に違反して近隣の社会環境を著しく侵害していると認めるときは、当該空地占有者等に対し、雑草又は廃棄物の除去その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(土地、建物等の清潔保持)

第63条 市民は、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の社会環境を保全するよう努めなければならない。

第5章 雑則

(苦情の処理)

第64条 市長は、良好な環境の保全に関する苦情があったときは、速やかに実情を調査し、適切な処理をするよう努めるものとする。

(報告の聴取)

第65条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、環境保全対策その他につい

て必要な事項を報告させることができる。

(立入検査等)

第66条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、工場その他の場所に立ち入らせ、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対する指導若しくは指示を行わせることができる。

2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第67条 市長は、この条例の規定に違反した関係者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(違反の公表)

第68条 市長は、前条の規定による命令に従わない者があった場合において、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、違反した事実の内容を公表することができる。

(委任)

第69条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月30日条例第26号)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 宇部市行政財産使用料徴収条例(平成14年条例第30号)の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月31日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成16年10月8日
宇部市条例第63号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用（活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。以下同じ。）を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備、作業方法の改善その他必要な方策を講ずることにより、能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、物品の調達に当たっては、再生品の使用その他の方法により、自ら再利用の推進に努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発並びに市民の自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再利用を図るとともに、生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市民は、廃棄物の分別排出その他の廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物の所有権等)

第4条の2 前条の規定により所定の場所に適正に排出された一般廃棄物の所有権は、市に帰属する。

2 市長又は市長が指定する者以外の者（次項において「市長等以外の者」という。）は、前項の一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、市長等以外の者が前項の規定に違反して一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。（平24条例9・追加）

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制、生じた廃棄物の再利用等により廃棄物の

減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報の提供等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、包装の過剰な使用の抑制、簡易な包装の選択等により、廃棄物の発生の抑制に配慮した包装の使用を推進するとともに、再利用が可能な包装、容器等の使用、使用後の包装、容器等の回収等により、包装、容器等の再利用の推進に努めなければならない。
- 5 前4項に規定するもののほか、事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持等)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がないときは、管理者とする。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

- 2 すべての人は、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 3 土木、建築等の工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整備に努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、又は重要な変更をしたときは、これを告示する。

(排出の制限等)

第8条 次に掲げる物は、一般廃棄物の収集場所及び市の一般廃棄物処理施設に排出し、又は搬入してはならない。

- (1) 有毒性物質を含む物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 容積、重量又は長さが大きい物
- (6) 特別管理一般廃棄物
- (7) その他特に市長が指定する物

- 2 市長は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとする者に対し、必要な指示を行うことができ

る。

(搬入の制限等)

第9条 一般廃棄物（法第11条第2項の規定により処理するものを含む。第3項及び第13条第1項において同じ。）を自ら又は委託により市の一般廃棄物処理施設に搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）は、その旨を市長に申し出なければならない。

2 搬入者は、市規則で定める受入基準に従わなければならない。

3 市長は、一般廃棄物の受入れに際し、第1項の規定による申出の内容と異なるとき又は搬入者が前項の受入基準に従わないときは、当該搬入者に対し、その受入れを拒否することができる。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民及び事業者に対し、廃棄物の減量及び適正な処理の促進に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業者に対する指示)

第11条 市長は、事業活動に伴い市規則で定める量の一般廃棄物を発生させる事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及びその方法その他必要な事項について指示することができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項を調査審議させるため、宇部市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 一般廃棄物（次項に定めるものを除く。）の収集、運搬及び処分に係る手数料の額は、別表第1に定める額又は別表第2に定める基本手数料の額（次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を加算した額）に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額及び地方消費税額」という。）を加え、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(1) 市長が指定した収集日以外の日に、し尿を収集する場合

別表第3に定める特別手数料の額

(2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する建築物について同項に規定する下水の処理を開始すべき日以後に、し尿を収集する場合（ただし、同条第3項ただし書に規定する場合及び水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると市長が認める場合を除く。）

別表第4に定める特別手数料の額

2 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の規定により再商品化等が実施される特定

家庭用機器廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）の収集及び運搬に係る手数料の額は、特定家庭用機器廃棄物 1 個につき 5, 0 0 0 円を超えない範囲内で市規則で定める額に消費税額及び地方消費税額を加え、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第 1 4 条 市長は、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の規定の適用を受けたときその他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理手数料の徴収方法）

第 1 5 条 第 1 3 条の手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。

（1） じんかい処理に係る手数料

その都度現金又は納入通知書により徴収するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（2） し尿処理に係る基本手数料及び特別手数料

あらかじめくみ取り券を発行し、現金と引換えに徴収（以下「くみ取り券制」という。）し、又はその都度納入通知書により徴収（以下「認定徴収制」という。）するものとする。

（3） 特定家庭用機器廃棄物の処理に係る手数料

その都度現金又は納入通知書により徴収するものとする。

（一般廃棄物処理業許可申請手数料等）

第 1 6 条 法第 7 条第 1 項、第 6 項若しくは第 7 条の 2 第 1 項の許可、法第 7 条第 2 項若しくは第 7 項の許可の更新又は次条第 2 項の許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可、許可の更新又は許可証の再交付の申請の際、別表第 5 に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の前項の手数料は、還付しない。

（一般廃棄物処理業の許可証の交付等）

第 1 7 条 市長は、法第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可をしたときは、当該許可の申請を行った者に対し、許可証を交付する。

2 前項の規定により交付された許可証を紛失し、又はき損した者は、市長に対し、直ちにその理由を届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（浄化槽清掃業許可申請手数料等）

第 1 8 条 浄化槽法第 3 5 条第 1 項の許可又は次条第 3 項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可又は許可証の再交付の申請の際、別表第 6 に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の前項の手数料は、還付しない。

（浄化槽清掃業の許可証の交付等）

第 1 9 条 市長は、浄化槽法第 3 5 条第 1 項の許可をしたときは、当該許可の申請を行った者に対し、許可証を交付する。

2 市長は、前項の許可に 2 年以内の期限を付するものとする。

3 第17条第2項の規定は、第1項の規定により許可証を交付された者について準用する。

(立入検査)

第20条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所又は事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第21条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に

従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(平成24条例32・追加、平31条例8・一部改正)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

(平24条例32・旧第21条繰下)

(罰則)

第23条 第4条の2第3項の規定による命令に従わない者に対し、5万円以下の過料を科する。

(平24条例9・追加、平24条例32・旧第22条繰下・一部改正)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科する。

(平24条例9・追加、平24条例32・旧第23条繰下)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第13条第1項第1号、第16条及び第18条の規定は平成17年4月1日から、第13条第1項第2号の規定は平成18年4月1日から施行する。

2 第13条第1項（各号列記以外の部分に限る。）の規定は平成16年11月1日以後の収集、運搬及び処分に係るものから、同項（第1号の部分に限る。）の規定は平成17年4月1日以後の収集に係るものから、第16条及び第18条の規定は同日以後の申請に係るものから、第13条第1項（第2号の部分に限る。）の規定は平成18年4月1日以後の収集に係るものから適用する。

(厚狭郡楠町との合併に伴う経過措置)

3 本市との合併前の厚狭郡楠町の区域内において当該合併の日（以下「合併日」という。）から平成17年3月31日までの間にくみ取りをしたし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、第13条の規定にかかわらず、楠町廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成9年楠町条例第12号）の規定による取扱いの例による。

4 厚狭郡楠町との合併前の本市の区域内において合併日から平成17年3月31日までの間にくみ取りをしたし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 合併日前に法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定により宇部市長又は厚狭郡楠町長が許可した者に対して交付した許可証については、第17条又は第19条の規定により交付したものとみなす。

附 則(平成19年12月25日条例第45号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第2、別表第3及び別表第4の改正規定は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は平成20年4月1日以後に市の一般廃棄物処理施設に搬入するじんかいの処理に係るものから、改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定は同年6月1日以後に処理するし尿に係るものから適用する。

附 則(平成24年3月30日条例第9号)

- 1 この条例は、平成24年5月1日から施行する。ただし、第22条及び第23条の規定は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 前項ただし書の規定による施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年9月28日条例第32号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第10号)

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日条例第8号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

（平19条例45・平26条例10・一部改正）

じんかい処理に係る手数料

内 容	手 数 料 の 額
排出者が自ら又は委託により市の焼却施設（臨時に市長が別に指定する施設を含む。以下同じ。）に搬入する場合	1. 10kg以下 無料 2. 10kgを超え20kg以下 260円 3. 20kgを超えるとき 260円に当該超える重量が10kgまでごとに130円を加算した額
排出者が自ら又は委託により宇部市リサイクルプラザ（臨時に市長が別に指定する施設を含む。以下同じ。）に搬入する場合	1. 資源物（びん、缶、ペットボトル、古紙、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装をいう。ただし、それぞれ分別されているものに限る。以下同じ。） イ 10kg以下 無料 ロ 10kgを超え100kg以下 350円 ハ 100kgを超えるとき 350円に当該超える重量が100kgまでごとに350円を加算した額 2. 1以外の不燃物 イ 10kg以下 無料 ロ 10kgを超え20kg以下 260円 ハ 20kgを超えるとき 260円に当該超える重量が10kgまでごとに130円を加算した額 3. 市規則で定める解体を要するじんかいは、1個につき200円を加算する。
排出者が自ら又は委託により市の埋立地に搬入する場合	1. 100kg以下 650円 2. 100kgを超えるとき 650円に当該超える重量が100kgまでごとに650円を加算した額
臨時の申込みにより市が収集、運搬及び処分する場合	1. 品目によるもの 市規則で定める品目1個につき、1,000円の範囲内で市規則で定める額 2. 1以外のもの 1回につき 1,800円
飼い主の依頼により市が犬、猫等の死体を収集、運搬及び処分する場合	1匹につき 500円

備考

- この表の規定にかかわらず、一般家庭において生じたじんかいをそれぞれ搬入すべき市の施設に排出者が自ら搬入する場合で、宇部市リサイクルプラザに搬入するとき（市規則で定める品目に限る。）は、臨時の申込みにより市が収集、運搬及び処分する場合の市規則で定める手数料の額の二分の一の額を手数料として当該搬入者から徴収するものとし、市の埋立地に搬入するときは、じんかいの総重量50kgまでの手数料は、無料とする。
- 宇部市リサイクルプラザに資源物及び資源物以外の不燃物を分別して同一車両で同時に搬入する場合の手数料は、分別したことによる手数料の額の合計が分別を行わない資源物以外の不燃物として搬入した場合の手数料の額を上回るときは、分別を行わない資源物以外の不燃物として搬入した場合の手数料の額とする。
- 犬、猫等の死体を飼い主が自ら市の焼却施設に搬入するときの手数料は、無料とする。

別表第2（第13条関係）

（平19条例45・一部改正）

し尿処理に係る手数料

種 別	手 数 料 の 額	
基 本 手 数 料	く み 取 り 券 制	1 荷（36リットル）につき 458円
	認 定 徴 収 制	1 荷（36リットル）につき 503円

備考 1荷を超えて生じた端数は、0.5荷（18リットル）未満は切り捨て、0.5荷（18リットル）以上は切り上げるものとし、1荷に満たないときの端数は、1荷とみなす。

別表第3（第13条関係）

（平19条例45・一部改正）

種 別	手 数 料 の 額	
特 別 手 数 料	臨 時 加 算	便槽1個1回の収集につき 915円

別表第4（第13条関係）

（平19条例45・一部改正）

種 別	手 数 料 の 額	
特 別 手 数 料	地 域 加 算	便槽1個1回の収集につき 915円

別表第 5（第 16 条関係）

一般廃棄物処理業許可申請手数料等

内 容	手数料の額 (1 件につき)	件数の区分
法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	12,600 円	1 枚をもって 1 件とする。
法第 7 条第 6 項の規定による一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	12,600 円	
法第 7 条の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	2,100 円	
法第 7 条第 2 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新に対する審査	2,100 円	
法第 7 条第 7 項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	2,100 円	
第 17 条第 2 項の規定による許可証の再交付	1,050 円	

別表第 6（第 18 条関係）

浄化槽清掃業許可申請手数料等

内 容	手数料の額 (1 件につき)	件数の区分
浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	12,600 円 (更新の場合にあっては、 2,100 円)	一枚をもって 1 件とする
第 19 条第 3 項の規定による許可証の再交付	1,050 円	

3 宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例

〔平成24年6月26日〕
宇部市条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、本市における空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び占有者等が協働して地域の環境美化の推進等を図ることにより、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲食物等の収納容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、廃プラスチック類、包装紙、収納袋、紙くずその他これらに類するポイ捨ての対象となる全てのものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器、吸い殻入れその他の定められたもの又は場所以外に捨てることをいう。
- (3) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は本市を通過する者をいう。
- (4) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (5) 占有者等 土地又は建物若しくは工作物の占有者、管理者又は所有者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公共の用に供する場所をいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他飼養される動物をいう。
- (8) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、地域の環境美化の推進等に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、地域の環境美化の推進等に関し、市民等、事業者及び占有者等の理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、環境美化意識を高め地域の環境美化の推進に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、良好な生活環境を損なうことのないよう必要な措置

を講ずるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、占有し、管理し、又は所有する土地、建物、又は工作物及びその周辺の環境美化に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(空き缶等のポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所（以下「他人の所有地等」という。）に空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止等)

第8条 飼い犬等を所有し、又は管理している者は、公共の場所又は他人の所有地等に当該飼い犬等の排せつしたふんを放置し、又は投棄してはならない。

2 飼い犬等を所有し、又は管理している者は、当該飼い犬等の習性、行動等が他人の生活環境を害することのないよう、適正にこれを飼養しなければならない。

(落書きの禁止)

第9条 市民等は、公共の場所又は他人の所有地等に存する建物その他工作物に落書きをしてはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 飲料若しくは食料の自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機が設置されている場所又はその周辺に回収容器を設置し、及びこれを適正に管理しなければならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第11条 市民等は、公共の場所において、歩き、走り、又は自転車等（自転車、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）で走行するときは、喫煙をしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において喫煙をするときは、携帯用の灰皿を使用し、又は灰皿等が設置されている場所を利用しなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第13条 市長は、第10条の規定に違反した者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、適正に管理するよう勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、20,000円以下の過料に処する。

- (1) 第7条の規定に違反して、公共の場所又は他人の所有地等に空き缶等のポイ捨てをした者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して、公共の場所又は他人の所有地等に飼い犬等の排せつしたふんを放置し、又は投棄した者

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する

協 定

1 環境保全協定

恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するため、「緑と花と彫刻に囲まれた 豊かな自然と住みよい環境が共存する持続可能なまち 宇部」の構築を目指し、市民、事業者、研究機関及び行政が一体となって環境保全に取り組むことが必要である。

そこで、宇部市（以下「甲」という。）と協定締結企業（以下「乙」という。）は、環境汚染の未然防止及び環境保全に関する活動を推進することを確約し、宇部市環境保全条例（平成17年条例第8号）第12条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、宇部市内における乙の事業活動に伴って生じる環境汚染の未然防止を図り、もって環境への負荷を低減し、市民の健康を保護するとともに、地域の生活環境はもとより、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「環境汚染」とは、事業活動に伴い生じる大気の汚染、水質の汚濁、騒音若しくは振動、悪臭、土壌の汚染又は廃棄物等によって、人の健康又は生活環境が損なわれることをいう。

2 この協定において「環境への負荷」とは、事業活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（相互協力）

第3条 乙は、甲と連絡を密にし、甲が行う環境保全に関する必要な施策又は調査に対し積極的に協力するものとする。

2 乙は、事業活動に必要な施設（以下「生産施設等」という。）の新增設又は既存施設の変更を行うときは、甲と事前に協議しなければならない。

3 甲は、乙に対し、環境保全上の適切な指導や情報の提供を行うものとする。

4 甲及び乙は、地域はもとより開発途上国への環境保全に関する技術移転、情報交換等について、積極的に相互協力を行うものとする。

第2章 環境汚染の未然防止

（大気汚染の未然防止）

第4条 乙は、使用燃料の低硫黄化、施設の熱効率の改善等による硫黄酸化物排出量の削減、排煙の脱

硫、脱硝、集じん装置の整備及び適正な維持管理、粉じん発生施設の密閉化等を図り、大気の汚染を未然に防止するよう努めるものとする。

(水質汚濁の未然防止)

第5条 乙は、排水処理施設の整備及び適正な維持管理を行うとともに、水の循環使用等による汚濁負荷量の削減を図り、水質の汚濁を未然に防止するよう努めるものとする。

(騒音・振動の低減)

第6条 乙は、騒音及び振動の発生施設の配置について十分検討するとともに、消音装置及び防振装置の整備及び適正な維持管理を行い、騒音及び振動の低減に努めるものとする。

(悪臭の未然防止)

第7条 乙は、悪臭発生施設の密閉化、脱臭装置等の整備及び適正な維持管理を行い、悪臭の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

(有害化学物質の排出抑制等)

第8条 乙は、有害化学物質の排出の抑制を図るとともに、当該物質の発生の防止技術の開発及び調査研究に努めるものとする。

2 乙は、有害化学物質による環境汚染を未然に防止するよう努めるものとする。

(廃棄物の排出抑制等)

第9条 乙は、生産施設等において、廃棄物の発生を抑制し、原料化又は再資源化その他の方法により廃棄物の排出を抑制するとともに、発生した廃棄物は自らの責任において適正に処理するものとする。

(温室効果ガス等の排出抑制)

第10条 乙は、地球温暖化の防止に向けて、事業所全体として二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の抑制に積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する温室効果ガス等の排出抑制活動に対して協力要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

第3章 環境保全型事業への転換

(環境管理・監査システムの構築等)

第11条 乙は、環境負荷の少ない事業活動を目指し、環境に関する国際規格の認証取得等による環境管理・監査システムの構築に努めるものとする。

2 乙は、製品の開発をはじめ、製造、流通、販売及び廃棄に至るまで、環境への負荷の低減に配慮した製品づくりに関する調査研究に努めるものとする。

3 乙は、環境保全に向けての組織を整備し、生産施設等の維持管理を徹底するとともに、事業所内の環境教育の充実に努めるものとする。

(緑地等の整備)

第12条 乙は、計画的な緑地の整備を図り、特に生産施設等の新增設に際しては、緑地の拡大に努めるものとする。

2 乙は、事業所及びその周辺の地域の環境美化を推進し、周辺の都市景観と調和した施設の整備に努めるものとする。

第4章 その他の環境保全に関する事項

(事故発生時の措置及び報告の義務)

第13条 乙は、生産施設等において、故障、破損等の事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかにその処理の状況を甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に対して講ずるべき事項を指示したときは、乙はこれに従わなければならない。

(環境汚染に対する措置及び報告の義務)

第14条 乙は、環境汚染が生じたときは、直ちにその責任において原因の排除、損害の補償その他の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその処理の状況を甲に報告しなければならない。

(報告又は立入調査)

第15条 甲は、乙に対し環境の保全に関する事項について報告を求め、又はこの協定の実施に関して市職員若しくは学識経験者その他甲が依頼した者に事業所内への立入調査をさせることができる。

2 甲は、前項に規定する報告又は調査の結果を必要に応じ公開することができる。

(周辺住民への対応)

第16条 乙は、周辺住民へ事業内容や環境保全対策等の情報提供を積極的に行うとともに、事故等で周辺住民の生活環境に影響が生じるおそれがあるときは、速やかに周辺住民へ周知するものとする。

2 乙は、周辺住民から環境汚染に関する苦情等があったときは、誠意をもって対処し、必要に応じて改善等の措置を講ずるものとする。

(関連業者等に対する責務)

第17条 乙は、事業所内に常駐する関連業者及び下請業者等に対して、環境保全に関する積極的な指導及び援助を行い、本協定を遵守させるものとする。

(施設の譲渡又は貸付け)

第18条 乙は、施設を譲渡し、又は貸し付けるときは、譲受人又は借受人がこの協定に基づく義務を承継するよう必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第19条 この協定の施行に関し必要な細目については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

3 この協定は締結の日から効力を生じるものとする。

上記協定締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年(年) 月 日

宇部市

甲

宇部市長

印

乙

印

2 環境保全協定に基づく細目協定

宇部市（以下「甲」という。）と細目協定締結企業（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日に締結した環境保全協定（以下「協定」という。）第 19 条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定に基づく細目協定（以下「細目」という。）を締結する。

第 1 条 協定第 2 章に定める環境汚染の未然防止については、次の各項の項目を定め、乙は、その数値以下で施設の適正な運転管理を図るものとする。

1 大気汚染の未然防止

（１）硫黄酸化物対策

- ① 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める硫黄酸化物の 1 時間あたりの排出総量は次のとおりとする。

$$q = Q - \sum \alpha s$$

q : 硫黄酸化物協定排出総量 (N m³/h)

Q : 山口県が定めた「大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準」（昭和 63 年山口県告示第 81 号）の規定に基づき決定される硫黄酸化物排出総量に係る許容限度 (N m³/h)

αs : 事前協議により山口県告示硫黄酸化物排出総量から削減が義務付けられた硫黄酸化物排出量 (N m³/h)

表 1 のとおり

- ② 乙は、山口県が設置した宇部市内の大気環境常時監視測定局のうち、いずれかの観測値が環境基準を超えるおそれが生じたときは、自主的に硫黄酸化物排出量の低減を図るとともに、「山口県大気汚染緊急時措置要綱」に基づくばい煙排出量の削減要請等があった場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

- ③ 硫黄酸化物の排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

（２）ばいじん対策

ばいじんの排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(3) 窒素酸化物対策

窒素酸化物の排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(4) 弗素化合物対策

弗素化合物の排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(5) 塩化水素対策

塩化水素の排出濃度は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(6) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の排出濃度は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(7) 粉じん防止対策

乙は、粉じんが飛散するおそれのある施設においては、粉じんの飛散しにくい構造とし、防じん設備の設置に努めるとともに鉱物等の堆積場は、粉じん防止剤の散布等を行い工場内から排出及び飛散する粉じんの低減に努めるものとする。

2 水質汚濁の未然防止

(1) COD（化学的酸素要求量）対策

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める特定排出水の COD に係る汚濁負荷量は次のとおりとする。

$$\ell_c = L - \sum \alpha_c$$

ℓ_c : COD に係る協定汚濁負荷量 (kg/日)

L_c : 山口県が定めた「水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成 19 年山口県告示第 337 号) の規定に基づき決定される COD に係る汚濁負荷量の許容限度 (kg/日)

α_c : 事前協議により山口県告示 COD に係る許容限度から削減が義務付けられた COD に係る汚濁負荷量 (kg/日)

表 3 - 1 のとおり

(2) T-N (窒素の含有量) 対策

水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) に定める特定排出水の T-N に係る汚濁負荷量は次のとおりとする。

$$\ell_n = L_n - \sum \alpha_n$$

ℓ_n : T-N に係る協定汚濁負荷量 (kg/日)

L_n : 山口県が定めた「水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準」(平成 19 年山口県告示第 338 号) の規定に基づき決定される T-N に係る汚濁負荷量の許容限度 (kg/日)

α_n : 事前協議により山口県告示 T-N に係る許容限度から削減が義務付けられた T-N に係る汚濁負荷量 (kg/日)

表 3 - 2 のとおり

(3) T-P (りん)の含有量) 対策

水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) に定める特定排出水の T-P に係る汚濁負荷量は次のとおりとする。

$$\ell_p = L_p - \sum \alpha_p$$

ℓ_p : T-P に係る協定汚濁負荷量 (kg/日)

L_p : 山口県が定めた「水質汚濁防止法の規定に基づくりんの含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準」(平成 19 年山口県告示第 339 号) の規定に基づき決定される T-P に係る汚濁負荷量の許容限度 (kg/日)

α_p : 事前協議により山口県告示 T-P に係る許容限度から削減が義務付けられた T-P に係る汚濁負荷量 (kg/日)

表 3－3 のとおり

(4) 排出口における排出水の水質汚濁物質の最大濃度は次のとおりとする。

なお、水素イオン濃度については、次表に定める範囲内とする。

表 4 のとおり

(5) 水質汚濁防止法第二条第 2 項第一号に定める有害物質については、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）に掲げる許容限度の 90%以内とする。

表 5 のとおり

3 騒音・振動の低減

(1) 騒音対策

工場敷地境界線における騒音の大きさは次のとおりとする。

表 6 のとおり

(2) 振動対策

市街地側工場敷地境界線における振動の大きさは次のとおりとする。

表 7 のとおり

4 悪臭の未然防止

排出口からの排出ガスの最大臭気指数は次のとおりとする。

表 8 のとおり

悪臭の測定方法は、三点比較式臭袋法により算出する。

5 有害化学物質の排出抑制

(1) 乙は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)」（平成 11 年法律第 86 号）に基づき、化学物質を適正に管理して排出量及び移動量を把握すると

ともに、化学物質の使用量の削減、除害設備等の整備及び適正な管理、環境への負荷の少ない代替物質の利用、研究により、有害化学物質の排出の抑制に努めるものとする。

(2) 乙は、有害化学物質の管理を徹底し、環境汚染の未然防止を図るものとする。

6 廃棄物の排出抑制

乙は、産業廃棄物の排出抑制、減量化、安定化、再資源化の措置を講じ、廃棄物の最終処分量を 2031 年度までに 2019 年度比 10%以上の削減に努めるものとする。

7 化石燃料の使用量の削減

乙は、省エネルギー施設への更新や生産効率の向上及びバイオマス燃料等のクリーンエネルギーの導入を図ることにより、化石燃料使用量（重油換算使用量）を 2031 年度までに 2019 年度比で 10%以上の削減に努めるものとする。

8 温室効果ガス等の排出抑制

乙は、地球温暖化を防止するため、省エネルギー化及びクリーンエネルギーへの転換等に努めるとともに、二酸化炭素、一酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの現状を把握し、温室効果ガス排出量を 2031 年度までに 2013 年度比 25%以上の削減に努めるものとする。

第2条 協定第3章に定める環境保全型事業への転換については、次の各項の項目を定めるものとする。

1 環境管理・監査システムの構築等

(1) 乙は、環境マネジメントシステム（国際環境標準規格 ISO14001、環境活動評価プログラムエコアクション21）の活用等により、環境管理・監査システムを構築するとともに、CSR 活動、レスポンシブル・ケア活動*等による積極的な環境保全活動を実施するものとする。

(2) 乙は、環境負荷の低減に配慮した製品づくりと併せ、環境保全技術、省エネルギー、省資源化技術などの開発・研究を促進し、事業化に努めるものとする。

甲は、これを積極的に支援するものとする。

(3) 乙は、関連企業も含め、事業所内の環境教育を計画的に実施するものとする。

甲は、これに積極的に協力するものとする。

(4) 甲及び乙は、地域の生物多様性保全に資する行動に協力して取り組むものとする。

2 緑地等の整備

(1) 乙は、緑地の整備にあたっては、道路及び市街地側敷地境界線沿い等の効果的な場所に配置す

るよう努めるものとする。

(2) 乙は、生産施設の新增設にあたっては、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）の緑地面積割合以上の一体的な緑地の配置に努めるものとする。

(3) 乙は、工場立地法の緑地設置対象外の施設等の新增設にあたっては、10 m²以上の緑地の設置に努めるものとする。

ただし、工場の敷地面積に対して 20%以上の緑地（工場立地法に定める「緑地」をいい、同法に定める「環境施設」は含めない。）を有する場合は除く。

第 3 条 協定第 4 章に定めるその他の環境保全に関する事項については、次の事項を定めるものとする。

1 環境保全に関する事項についての報告

乙は、毎年 6 月末日までに、前年度の大気・水質・騒音・振動・悪臭の調査結果及び産業廃棄物の発生量等を甲へ報告すること。

2 細目の見直し

(1) 5 年を目途に項目の見直しを行うものとする。

(2) 乙は、生産施設等の廃止又は休止を行うときは甲へ報告するとともに、生産施設等の新增設又は既存施設の変更その他必要があると認めるときは、項目中の数値を変更するものとする。

3 疑義の解決

本細目に定める事項について疑義が生じたとき、定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記細目締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年（ 年） 月 日

宇部市

甲

宇部市長

印

乙

印

表 1(硫黄酸化物排出総量)

工 場 名	県告示硫黄酸化物 排出許容量 Q (Nm ³ /H)	事前協議削減義務 硫黄酸化物排出量 αs (Nm ³ /H)	硫黄酸化物 協定排出総量 q (Nm ³ /H)
テ ク ノ U M G (株)	10.96	2.93	8.03
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	2.67	0.27	2.40
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 東 地 区	108.30	41.79	66.51
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 西 地 区	56.74	2.90	53.84
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 藤 曲 地 区	61.61	7.11	54.50
U B E 三 菱 セ メ ン ト (株) 宇 部 セ メ ン ト 工 場	34.49	10.99	23.50
U B E 三 菱 セ メ ン ト (株) 宇 部 発 電 所	45.33	31.33	14.00
(株) 宇 部 ス チ ー ル	7.40	4.15	3.25
宇 部 マ テ リ ア ル ズ (株)	30.90	14.41	16.49
E J ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	5.20	0	5.20
太 陽 石 油 (株)	12.20	3.09	9.11

表 2(ばい煙濃度及び排出量)

工 場 名	ば い 煙 発 生 施 設 名	硫黄酸化物 濃度 (ppm)	硫黄酸化物 排出量 (Nm ³ /H)	ばいじん 濃度 (g/Nm ³)	ばいじん 排出量 (kg/H)	窒素酸化物 濃度 (ppm)	窒素酸化物 排出量 (Nm ³ /H)	弗素化合物 濃度 (mg/Nm ³)	弗素化合物 排出量 (g/H)	塩化水素 濃度 (mg/Nm ³)	塩素濃度 (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 濃度 (ug-TEQ/Nm ³)	全水銀濃度 (μg/Nm ³)
セ ン ト ラ ル 硝 子 硝	テ ク ノ U M G 硝												
	No.5ボイラー	160	4.9	0.048	0.98	140	3.4						
	螢石気流乾燥炉			0.095	0.88	150	1.4						
	ロータリーキルン			0.05	0.21	200	1.5						
	廃油焼却施設			0.15	0.32	200	0.48	3.5	8.4	20	8.2	0.96	
	弗酸総合スクラバー							3.5	2.3				
	弗酸回収スクラバー							3.4	2				
	活性炭再生炉							3.7	3.7	19	8		
	A-2排ガス除外塔							3.9	0.8	20	8		
	MPP排ガス除外塔							3.9	7.5	20	8.1		
	BP-1プラント							3.7	3.6				
	BP-11プラント							3.7	3.6				
	BP-12プラント							3.7	3.7				
	GPP1総合スクラバー							3.5	18		8.2		
	GPP2総合スクラバー							3.6	10		8.1		
	GPP3総合スクラバー							3.5	5.9		8.7		
	GPP4総合スクラバー							3.5	6.2				
	PPP1工程除外塔							3.2	6.4				
	PPP2工程除外塔							3.2	6				
	UF-1一次工程排ガスクラバー							3.1	8.8	18	8		
	UF-1二次工程排ガスクラバー							3.3	5.5	20	8		
U B E 硝 宇部ケミカル工場東地区	B-3排ガスクラバー							3.1	3	19	8		
	Cプラント							3.7	7.8	20			
	医薬品原薬工場									20			
	PAC排ガスクラバー									16			
	高度化成ドライヤー			0.05	4	210	16						
	乾燥炉	65	0.95	0.06	1	160	2.3						
	焼成炉												
	発電所4号ボイラー	400	60	0.078	11	370	55						9.7
	発電所5号ボイラー	11	5.1	0.03	16	260	160						9.7
	排水焼却炉	3.3	0.05	0.12	0.46					150	24	1.8	
U B E 硝 宇部ケミカル工場東地区	着色ドライヤー			0.064	0.91	150	2.4						
	脱色ドライヤー			0.056	1.3	150	3.6						
	廃水焼却炉			0.045	0.45	100	1			180	24	0.2	35
	硫安液燃焼炉	100	0.58	0.075	0.44	150	0.89						
	硝酸製造設備					120	3.9						
U B E 硝 宇部ケミカル工場西地区	第二発電所第1号ボイラー	320	14	0.09	8.2	400	36						
	第二発電所第2号ボイラー	320	38	0.072	13	400	75						14
	汚泥焼却炉	22	0.54	0.12	0.71	160	0.63			150	24	1.8	35
	硫黄焼却炉 亜硫酸塔	120	1.4	0.08	1	120	1.5						
	硫黄焼却炉 7期脱硝設備	15	0.17	0.08	0.88	150	1.4						
	硫黄焼却炉 8期脱硝設備	15	0.17	0.08	0.88	150	1.4						

工場名	ばい煙発生施設名	硫黄酸化物 濃度 (ppm)	硫黄酸化物 排出量 (Nm ³ /H)	ばいじん 濃度 (g/Nm ³)	ばいじん 排出量 (kg/H)	窒素酸化物 濃度 (ppm)	窒素酸化物 排出量 (Nm ³ /H)	弗素化合物 濃度 (mg/Nm ³)	弗素化合物 排出量 (g/H)	塩化水素 濃度 (mg/Nm ³)	塩素濃度 (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 濃度 ($\mu\text{g-TEQ}/\text{Nm}^3$)	全水銀濃度 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)
UBE 宇部ファクトリー工場 藤曲地区	石炭ボイラー	290	51	0.054	9.3	260	41						9.8
	ガス発生炉スタックA	2	1.5	0.009	0.72	10	0.8						
	ガス発生炉スタックB	75	2	0.04	0.82	130	2.6						
	西No.1キルン (NSP)	18	8.6	0.03	14	400	188			280	24	0.18	80
	タンカル熱風炉	30	2.1	0.045	2.6	120	7.2						
UBE三菱セメント㈱ 宇部セメント工場	西No.1乾燥機	150	5.9	0.08	3.3	220	7.1						
	再生石膏No.1,2キルン	250	4.6	0.05	0.38	170	3						
	再生石膏ドライヤー	180	2.3	0.05	0.44	220	3.4						
	発電所6号ボイラー	15	14	0.013	8.50	48	34						14
	燃焼炉			0.12	2.2	140	2.5						
UBEマシナリー㈱	300T焼鈍炉			0.15	1.1	150	0.98						
	100T焼鈍炉			0.12	0.53	180	1.3						
	40T焼鈍炉			0.12	0.42	180	1.8						
	20T熟処理炉			0.12	0.15	160	1.9						
	7T熟処理炉			0.12	0.072	160	0.45						
	20T低周波炉			0.045	0.88	160	11						
	10T低周波炉			0.08	1.4	160	11						
	2T高周波炉			0.075	1.3	160	20						
	60T電気炉	10	2.4	0.045	12	200	320					1.3	
	30T電気炉	7	0.7	0.045	11	200	180						
	40T熟処理炉			0.15	0.47	160	0.45						
	耐黄ボイラー			0.045	0.048	150	0.21						
チタン工業㈱	DR-1			0.04	0.73	50	0.78						
	ロータリードライヤーNo.3	7.6	0.23	0.035	0.95	150	4.4						
エムシー・フューテック㈱	No.1ロータリーキルン												
	No.2ロータリーキルン												
	No.4ロータリーキルン												
	No.6ロータリーキルン												
	No.7ロータリーキルン		15	0.05	16	210	99						
	No.9ロータリーキルン												
	No.12ロータリーキルン												
	No.2ロータリードライヤー												
	No.6ロータリードライヤー												
	LM-18	28	1.3	0.05	1.9	160	7.6						
	乾燥マダグ熱風炉	8.3	0.14	0.1	1.6	240	4						
	重油ボイラー	18	1.1	0.02	1.1	64	3.7						
太陽石油㈱	トランスアルキル化反応器予熱器			0.016	0.048	85	0.25						
	ベンゼン塔リボイラー			0.016	0.74	85	3.4						
	エチルベンゼン塔リボイラー			0.016	0.13	88	0.71						
	スチーム過熱器			0.016	0.71	100	4.3						

表 3-1 (COD汚濁負荷量)

工 場 名	県告示 C O D汚濁負荷許容量 L C (kg/日)	事前協議削減義務 C O D汚濁負荷量 α c (kg/日)	C O D協定 汚濁負荷量 ℓ C (kg/日)
テ ク ノ U M G (株)	219.1	29.6	189.5
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	383.5	67.7	315.8
U B E (株)宇部ケミカル工場東地区	1,036.3	209.5	826.8
U B E (株)宇部ケミカル工場西地区	1,504.3	153.2	1,351.1
U B E (株)宇部ケミカル工場藤曲地区	274.2	9.9	264.3
U B E (株)宇部電子工業部材工場	2.4	0.5	1.9
U B E マ シ ナ リ ー (株)	25.7	4.7	21.0
チ タ ン 工 業 (株)	118.0	2.3	115.7
エ ム シ ー ・ フ ァ ー テ ィ コ ム (株)	0.6	0.1	0.5
宇 部 マ テ リ ア ル ズ (株)	13.7	0.6	13.1
E J ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	1,084.1	29.0	1,055.1
太 陽 石 油 (株)	76.6	2.3	74.3

表 3-2(T-N汚濁負荷量)

工 場 名	県告示 T-N汚濁負荷許容量 LN (kg/日)	事前協議削減義務 T-N汚濁負荷量 α_n (kg/日)	T-N協定 汚濁負荷量 $\varnothing N$ (kg/日)
テ ク ノ U M G (株)	556.5	70.0	486.5
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	481.5	12.1	469.4
U B E (株)宇部ケミカル工場東地区	2,760.6	815.0	1,945.6
U B E (株)宇部ケミカル工場西地区	1,821.9	54.7	1,767.2
U B E (株)宇部ケミカル工場藤曲地区	485.7	27.8	457.9
U B E (株)宇部電子工業部材工場	2.1	0.9	1.2
U B E マ シ ナ リ ー (株)	25.0	1.4	23.6
チ タ ン 工 業 (株)	470.3	9.4	460.9
エ ム シ ー ・ フ ァ ー テ ィ コ ム (株)	0.4	0	0.4
宇 部 マ テ リ ア ル ズ (株)	15.3	0.4	14.9
太 陽 石 油 (株)	110.2	50.9	59.3

表 3-3(T-P汚濁負荷量)

工 場 名	県告示 T-P汚濁負荷許容量 LP (kg/日)	事前協議削減義務 T-P汚濁負荷量 α_p (kg/日)	T-P協定 汚濁負荷量 $\varnothing P$ (kg/日)
テ ク ノ U M G (株)	13.65	1.50	12.15
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	25.85	7.75	18.10
U B E (株)宇部ケミカル工場東地区	861.80	638.81	222.99
U B E (株)宇部ケミカル工場西地区	109.80	11.91	97.89
U B E (株)宇部ケミカル工場藤曲地区	126.84	57.24	69.60
U B E (株)宇部電子工業部材工場	0.23	0.01	0.22
U B E マ シ ナ リ ー (株)	3.33	0.59	2.74
チ タ ン 工 業 (株)	13.02	1.30	11.72
エ ム シ ー ・ フ ァ ー テ ィ コ ム (株)	0.04	0	0.04
宇 部 マ テ リ ア ル ズ (株)	2.04	0.07	1.97
太 陽 石 油 (株)	8.59	3.29	5.30

表 4(排水水の水質汚濁物質濃度)

工 場 名	排水口	pH	SS (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	フェノール (mg/ℓ)	特イキシ類 (pg-TEQ/ℓ)
テ ク ノ U M G (株)	No.1	6 ～ 9	35	35		45	3	2.5	
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	沖	6 ～ 9	26	20		50	1.2	1	4.8
U B E (株) 宇部ケミカル工場東地区	東10	6 ～ 9	25	20		23	1.8	4	2.8
	西1	6 ～ 9	25	25		48	0.64		
	西2	6 ～ 9	25	17		7	0.64		
	西3, 4	6 ～ 9	23	8		5	0.18		
	西6	6 ～ 9	25	8		5	0.2		
	西7	6 ～ 9	25	8		5	0.2		
電 力 部	No.5, 6	6 ～ 9	25	8		5	0.2		
U B E (株) 宇部ケミカル工場西地区	No.1	6 ～ 9	25	8		6	0.2		
	No.3	6 ～ 9	25	44		53	0.65	2.5	2.7
	No.5	6 ～ 9	25	40		40	0.45		
UBE 宇部ケミカル工場藤曲地区	No.1	6 ～ 9	25	14		7.2	0.4		
UBE 宇部電子工業部材工場	No.1	6 ～ 9	16	20		9.8	3	0.7	
UBE 三菱セメント(株) 宇部セメント工場	東1	6 ～ 9	26	60					
	東2	6 ～ 9	26	60					
	東3	6 ～ 9	30						
	東4	6 ～ 9	30	60					
	東5	6 ～ 9	30						
	東6	6 ～ 9	30						
	東7	6 ～ 9	30	60					
	西1	6 ～ 9	30	60					
	西2	6 ～ 9	30						
	西3	6 ～ 9	30						
	西4	6 ～ 9	30	60					
	沖の山1	6 ～ 9	30	60					
UBE 三菱セメント(株) 宇部発電所	西8	6 ～ 9	25	8		5	0.2		
UBE マシナリー(株)	No.1	6 ～ 9	30	25		65	12		
	No.6	6 ～ 9	20	15					
	No.7	6 ～ 9	30	18		50	8		
	No.8	6 ～ 9	30	25		75	10		
(株) 宇部スチール	No.4	6 ～ 9	30	65					
	No.6	6 ～ 9	30	65					
	No.8	6 ～ 9	30	65					
チ タ ン 工 業 (株)	No.1	6 ～ 9	35	13		55	0.4		
	No.2	6 ～ 9	35	35		50	0.8		
エムシー・フアーティコム(株)	東	6 ～ 9	32	8		38	3		
	西	6 ～ 9	32	24		36	2.7		
宇部マテリアルズ(株)	No.1	6 ～ 9	40	40		60	2		
	No.2	6 ～ 9	40	40		60	2		
	No.3	6 ～ 9	34	60		30	2		
E J ホールディングス(株)	No.1	6 ～ 9	25	35		49	2.5		
	No.2	6 ～ 9	25	30		5	0.4		
太 陽 石 油 (株)	No.1	6 ～ 9	21	20		5.2	1.2		

工 場 名	排水口	油分(鉱油) (mg/ℓ)	Cu (mg/ℓ)	Zn (mg/ℓ)	Fe (mg/ℓ)	Mn (mg/ℓ)	Cr (mg/ℓ)	大腸菌群数 (個/cm ³)
テ ク ノ U M G 株	No.1	2.5	1.5	1	8	8	1	2100
セ ン ト ラ ル 硝 子 株	沖	2.5		1.6	5	8	1.6	1500
U B E 株 宇部ケミカル工場東地区	東10	3	2.4	1.6	8			1800
	西1	3						1800
	西2	3						1800
	西3, 4	3						1800
	西6	3						1800
	西7	3						1800
電 力 部	No.5, 6							
U B E 株 宇部ケミカル工場西地区	No.1	3						
	No.3	3	2.4		5			1800
	No.5	3	2.4		5		1.6	1800
UBE株宇部ケミカル工場藤曲地区	No.1	3	1.5	1.6	8	5	1.6	1500
U B E 株宇部電子工業部材工場	No.1	2.5						1500
U B E 三菱セメント株 宇部セメント工場	東1							2400
	東2							2400
	東3							
	東4							2400
	東5							
	東6							
	東7							2400
	西1							2400
	西2							
	西3							
	西4							2400
	沖の山1							2400
U B E 三菱セメント株 宇 部 発 電 所	西8	3						1800
U B E マシナリー株	No.1	2.5		1.6	8	8		1500
	No.6							
	No.7	2.5		1.6	8	8		1500
	No.8	2.5		1.6	8	8		1500
株 宇 部 ス チ ール	No.4	3	2.1	1.6	8	7	1.4	
	No.6		2.1	1.6	8	7	1.4	
	No.8	3	2.1	1.6	8	7	1.4	2100
チ タ ン 工 業 株	No.1	2.5		1.6	5	9		1500
	No.2							
エムシー・ファーターコム株	東	4				8		1500
	西							1500
宇部マテリアルズ株	No.1	2.5						1500
	No.2	2.5						1500
	No.3	2.5						1500
E J ホールディングス株	No.1							
	No.2							
太 陽 石 油 株	No.1	2.5			5			1500

表5(排水水の水質汚濁物質濃度)

工 場 名	排水口	シアン (mg/ℓ)	六価クロム (mg/ℓ)	ヒ素 (mg/ℓ)	トリクロロエチレン (mg/ℓ)	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	ジクロロメタン (mg/ℓ)	四塩化炭素 (mg/ℓ)
テ ク ノ U M G (株)	No. 1	0. 1	0. 4					
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	沖		0. 36	0. 072	0. 081	0. 081	0. 18	0. 018
U B E (株) 宇部ケミカル工場東地区	東 1 0						0. 16	
	西 1							
	西 2						0. 16	
	西 3, 4							
	西 6							
	西 7							
電 力 部	No. 5, 6							
U B E (株) 宇部ケミカル工場西地区	No. 1							
	No. 3							
	No. 5		0. 4					
UBE(株)宇部ケミカル工場藤曲地区	No. 1							
U B E (株)宇部電子工業部材工場	No. 1							
U B E 三菱セメント(株) 宇部セメント工場	東 1							
	東 2							
	東 3							
	東 4							
	東 5							
	東 6							
	東 7							
	西 1							
	西 2							
	西 3							
	西 4							
	沖の山 1							
U B E 三菱セメント(株) 宇部発電所	西 8							
U B E マシナリー(株)	No. 1							
	No. 6							
	No. 7							
	No. 8							
(株)宇部スチール	No. 4							
	No. 6							
	No. 8							
チ タ ン 工 業 (株)	No. 1							
	No. 2							
エムシー・ファーターティコム(株)	東							
	西							
宇部マテリアルズ(株)	No. 1							
	No. 2							
	No. 3							
E J ホールディングス(株)	No. 1							
	No. 2							
太 陽 石 油 (株)	No. 1							

工 場 名	排水口	1,2-ジ クロロエタン (mg/ℓ)	1,1,1-トリ クロロエタン (mg/ℓ)	1,1,2-トリ クロロエタン (mg/ℓ)	ベンゼン (mg/ℓ)	ほう素 (mg/ℓ)	ふっ素 (mg/ℓ)	1,4-ジ`ネフ (mg/ℓ)	三態窒素 (mg/ℓ)
テ ク ノ U M G ㈱	No.1								
セ ン ト ラ ル 硝 子 ㈱	沖	0.029	2.4	0.043	0.072		15		45
U B E ㈱ 宇部ケミカル工場東地区	東10	0.031				100	11		21
	西1				0.08				43
	西2	0.031				100	9.6		6.4
	西3, 4								
	西6								
	西7								
電 力 部	No.5, 6								
U B E ㈱ 宇部ケミカル工場西地区	No.1								
	No.3				0.08	100			49
	No.5					100			35
UBE㈱宇部ケミカル工場藤曲地区	No.1					100	8.4		6.8
UBE㈱宇部電子工業部材工場	No.1								9.7
UBE三菱セメント㈱ 宇部セメント工場	東1								
	東2								
	東3								
	東4								
	東5								
	東6								
	東7								
	西1								
	西2								
	西3								
	西4								
	沖の山1								
UBE三菱セメント㈱ 宇 部 発 電 所	西8								
U B E マ シ ナ リ ー ㈱	No.1				0.072			0.36	
	No.6								
	No.7				0.072		12	0.36	
	No.8				0.072			0.36	
㈱ 宇 部 ス チ ール	No.4								
	No.6						11		
	No.8								
チ タ ン 工 業 ㈱	No.1					100	11		50
	No.2								
エムシー・ファーターティコム㈱	東					100			32
	西								33
宇部マテリアルズ㈱	No.1					100	9.1		48
	No.2					100	9.1		48
	No.3					100	9.6		24
E J ホールディングス㈱	No.1								
	No.2								
太 陽 石 油 ㈱	No.1				0.072				

表 6(騒音)

工 場 名	区 分	昼間 午前 6 時～午後 9 時 (dB)	夜間 午後 9 時～午前 6 時 (dB)
テ ク ノ U M G (株)	市街地側境界	65	65
	その他	65	65
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	市街地側境界	60	55
	その他	70	65
セ ン ト ラ ル 化 成 (株)	市街地側境界	60	55
	その他	70	65
宇 部 吉 野 石 膏 (株)	全境界	65	65
U B E (株)宇部ケミカル工場東地区	市街地側境界	65	60
	その他	70	65
U B E (株)ケミカル工場西地区	市街地側境界	60	55
	その他	70	65
U B E (株)宇部ケミカル工場藤曲地区	東西境界	65	65
	その他	70	70
U B E (株)宇部電子工業部材工場	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
U B E 三菱セメント(株)宇部セメント工場	全境界	70	70
U B E 三 菱 セ メ ン ト (株) 宇 部 ト レ フ ァ イ ド ペ レ ッ ト 工 場	全境界	70	70
U B E マ シ ナ リ ー (株)	全境界	65	65
(株) 宇 部 ス チ ー ル	市街地側境界	60	55
	その他	65	65
チ タ ン 工 業 (株)	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
エ ム シ ー ・ フ ェ ー テ ィ コ ム (株)	東工場全境界	70	65
	西工場全境界	70	70
宇 部 マ テ リ ア ル ズ (株)	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
E J ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	市街地側境界	60	55
	その他	65	65
協 和 キ リ ン (株)	市街地側境界	60	55
	その他	65	65
太 陽 石 油 (株)	市街地側境界	70	65

表 7(振動)

工 場 名	区 分	昼間 午前 8 時～午後 7 時 (dB)	夜間 午後 7 時～午前 8 時 (dB)
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	市街地側境界	65	60
セ ン ト ラ ル 化 成 (株)			
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 東 地 区			
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 西 地 区			
(株) 宇 部 ス チ ー ル			
E J ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)			
協 和 キ リ ン (株)			

表 8(悪臭)

工 場 名	施 設 名	臭 気 指 数
テ ク ノ U M G (株)	排ガス処理施設 1	28
	排ガス処理施設 2	28
	204工場	31
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 東 地 区	排水焼却炉	31
	廃水焼却炉	31
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 西 地 区	汚泥焼却炉	31
U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 藤 曲 地 区	ガス発生炉スタック A	36
U B E 三菱セメント(株)宇部セメント工場	西No. 1 キルン (NSP)	36
(株) 宇 部 ス チ ー ル	60T電気炉	36
チ タ ン 工 業 (株)	溶解反応機	33
エ ム シ ー ・ フ ェ ー テ ィ コ ム (株)	乾燥工程脱臭装置	31
	冷却工程脱臭装置	31
E J ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	培養槽	31

3 環境保全協定（ゴルフ場）

宇部市（以下「甲」という。）と協定締結ゴルフ場（以下「乙」という。）とは、宇部市内のゴルフ場事業活動に係る環境保全に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、ゴルフ場の事業活動に伴う環境汚染を未然に防止することによって、水質保全を図り、市民の健康の保護と良好な生活環境の保全に努めることを目的とする。

（基本的責務）

第2条 乙は、関係法令、及び本協定の諸事項を遵守するとともに、甲が行う環境保全に関する施策に積極的に協力し、環境への負荷の削減に努めるものとする。

2 乙は、使用する農薬等〔農薬取締法（昭和23年法律第82号）第一条の二第1項に規定する農薬、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第二条第1項に規定する肥料、その他環境を汚染するおそれのある薬剤をいう。〕の量を極力抑制するよう努めるものとする。

3 農薬取締法により作物残留性農薬、土壌残留性農薬、水質汚濁性農薬に指定されている農薬は使用してはならない。

（農薬等使用の制限）

第3条 乙は、農薬等を使用する場合は、気象、地形、周辺の利水状況等に十分配慮し、周辺環境に影響を及ぼさないように努めるものとする。

2 降雨が予想される場合は、使用を控えるとともに河川等の水域に流入しないように努めるものとする。

3 病虫害等の発生状況を検討し、過度の使用は行わないものとする。

（農薬等使用届出）

第4条 乙は、農薬等の使用にあたっては、その使用状況を速やかに甲へ報告するものとする。

（農薬・肥料使用実績報告書及び使用計画書の提出）

第5条 乙は、毎年1月20日までに、前年の農薬・肥料使用実績報告書及び当該年の農薬・肥料使用計画書を甲へ提出するものとする。

（水質検査の実施）

第6条 乙は、使用される農薬及び肥料の使用量が多い時期に年2回以上、排水口における農薬濃度等の水質検査を行うとともに、その結果を速やかに甲へ報告するものとする。

2 前項の水質検査の採水にあたっては、甲が立会うことができるものとする。

(事前協議)

第7条 乙は、施設の変更により環境に負荷を与える恐れのある場合は、事前に甲と協議しなければならない。

(事故時の措置と報告)

第8条 乙は、農薬等の使用に伴う事故発生並びに、周辺環境への異常が認められ又はその恐れがある場合は、直ちに必要な対策を講じるとともに、甲へ報告しなければならない。

(報告と調査)

第9条 甲は、乙に対し、環境保全のために必要な事項について報告を求め、また、この協定の実施に必要な限度において、甲の職員等にゴルフ場の立ち入り調査をさせることができるものとする。

2 第6条の水質検査及び前項の立ち入り調査において、排水口における農薬等の濃度が別表1に掲げる「農薬等の排水協定値」を超えた場合は、乙は甲の指導を受け、農薬等の使用に関し必要な措置を講じなければならない。

3 甲は、第1項の規定により調査した資料及び報告は、企業の機密事項を除き、公開することができるものとする。

(苦情への対応)

第10条 乙は、ゴルフ場の事業活動に伴い、住民等から苦情の申し立てがあったときは誠意をもってこれに対応しなければならない。この場合において、乙はその結果を甲に報告するものとする。

(市との連絡)

第11条 乙は、環境保全担当者を常置し、環境保全事項について、甲と連絡を密にするものとする。

(承継の義務)

第12条 乙は、ゴルフ場の所有権を第三者に譲渡しようとするときは、本協定によって生ずる義務を当該第三者に承継させなければならない。

(その他)

第13条 この協定書に定められた事項について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項についても同様とする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

別表 1

農 薬 等 の 排 水 協 定 値

農 薬 成 分 名		協定値 (mg/ℓ)	農 薬 成 分 名	協定値 (mg/ℓ)
【殺虫剤】			【殺菌剤】	
アセタミプリド		0.18	フルトラニル	0.23
アセフエート		0.0063	プロピコナゾール	0.05
イソキサチオン		0.008	ベノミル	0.02
イミダクロプリド		0.15	ペンシクロン	0.14
エトフェンプロックス		0.082	ボスカリド	0.11
クロチアニジン		0.25	ホセチル	2.3
クロルピリホス		0.002	ポリカーバメート	0.03
ダイアジン		0.005	メタラキシル及びメタラキシルM	0.058 (メタラキシルとして)
チアメトキシサム		0.047	メプロニル	0.1
チオジカルブ		0.08	【除草剤】	
テブフェノジド		0.042	アシュラム	0.2
トリクロルホン (DEP)		0.005	エトキシスルフロン	0.1
ピリダフェンチオン		0.002	オキサジアルギル	0.02
フェニトロチオン (MEP)		0.003	オキサジクロメホン	0.024
ペルメトリン		0.1	カフエンストロール	0.007
ペンスタルタップ		0.09	シクロスルフアムロン	0.08
【殺菌剤】			ジチオピル	0.0095
アゾキシストロビン		0.47	シデュロン	0.3
イソプロチオラン		0.26	シマジン (CAT)	0.003
イプロジオン		0.3	テルブカルブ (MBPMC)	0.02
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	(イミノクタジンとして)	0.006	トリクロピル	0.006
エトリジアゾール (エクロメゾール)		0.004	ナプロバミド	0.03
オキシシン銅 (有機銅)		0.04	ハロスルフロンメチル	0.26
キヤブタン		0.3	ピリブチカルブ	0.023
クロロタロニル (TPN)		0.04	ブタミホス	0.02
クロロネブ		0.05	フラザスルフロン	0.03
ジフェノコナゾール		0.03	プロピザミド	0.05
ジプロコナゾール		0.03	ペンズリド (SAP)	0.1
シメコナゾール		0.022	ペンデイメタリン	0.1
チウラム (チラム)		0.02	ペンフルラリン (ペスロジン)	0.08
チオファネートメチル		0.3	メコプロップカリウム塩 (MCPPカリウム塩)、メコ プロップジメチルアミン塩 (MCPPジメチルアミン塩)、 メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップ Pカリウム塩	0.047 (メコプロップとして)
チフルザミド		0.05	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.005 (MCPAとして)
テトラコナゾール		0.01		
デブコナゾール		0.077		
トリフルミゾール		0.05		
トリクロホスメチル		0.2		
バリタマイシン		1.2	【植物成長調整剤】	
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)		0.1	トリネキサパックエチル	0.015

生活環境項目

項 目	協定値 (mg/ℓ)
COD (化学的酸素要求量)	20以下
SS (浮遊物質)	25以下

【関係用語】

【あ行】

●ISO14001

国際標準化機構が定めた事業活動、製品及びサービスの環境負荷低減が継続的に改善されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されている規格。

●ICLEI

International Council for Local Environmental Initiatives「持続可能性をめざす自治体協議会」の略称。持続可能な開発を公約した自治体等で構成された国際的な連合組織であり、世界で85カ国、1,000以上の自治体が参加し、気候変動等の課題の解決に向け、国際的な視野を持って地域での取組を進めている。

●ESD

持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習や教育活動。

●硫黄酸化物

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成されるもの。主な発生源は工場や事業場だが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出される。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

●宇部市簡易包装推進協力店

本市独自の制度として、一般廃棄物の発生抑制のため設けている「宇部市簡易包装推進協力店制度」により、簡易包装による商品の販売等を積極的に推進している小売店として登録された店舗。

●宇部市ごみ減量等優良事業所

事業所から排出される一般廃棄物の資源化や減量化を促進するための本市独自の顕彰制度により、ごみの減量化等に積極的に取り組んでいると認定された事業所等。

●宇部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の努力規定に基づき、宇部市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制のために策定した市域全体の計画。本計画中の地球温暖化防止対策部分を実行計画（区域施策

編）として位置づけている。これに対して、市の事務・事業に関する計画が実行計画（事務事業編）である。

●宇部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「宇部市環境基本計画」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に関し環境負荷を削減し、地球温暖化対策にも対応していくための計画。

●宇部市地球温暖化対策ネットワーク

地域から地球温暖化対策に貢献するため、宇部市及び近郷の学術研究機関・企業・市民活動団体・関係行政機関とのパートナーシップにより設立された機関。各団体の個性を生かした個別対策及び情報共有化による団体間の相互補完を軸として活動している。平成14年10月に設立。

●エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づき、堆肥等による土づくりや、化学肥料・農薬を低減する計画を策定し、県知事の認定を受けた農業者（農業法人を含む）。

●SS（浮遊物質）

Suspended Solidsの略称。水中に浮遊している物質。一定量の水をろ紙でこし、乾燥させてその重量を測る。数値が大きいほど水が汚れているといえる。

●SDGs

Sustainable Development Goalsの略称。持続可能な世界を実現するための開発目標。17の目標（ゴール）から構成される。世界のすべての人が取り残されずに、安全安心な人間らしい暮らしができること、地球に住み続けられるよう環境問題も解決・改善することを達成するための指標。

●エネルギー転換部門

石油・石炭等の一次エネルギーを産業、民生、運輸部門で消費される最終エネルギーに転換する部門。発電所等がこれに含まれる。

●LED

Light（光）Emitting（出す）Diode（半導体）の頭文字をとったもの。「光り輝く半導体」の意味。電流を通すと発光する半導体で、

蛍光灯に比べて消費電力が少ない、材料に水銀等の有害物質を含まない、熱の発生が少ない等から環境負荷が低い発光体として注目されている。

●温室効果

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すことで、気温が上昇する現象をいう。温室効果をもたらす物質としては、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン等がある。

【か行】

●カーボン・オフセット

経済活動等において避けることができない温室効果ガスの排出について、努力によっても削減できない部分について、排出量に見合った削減活動に投資すること等により、排出活動を埋め合わせるという考え方。

●海洋プラスチック問題

海に流れ着いたプラスチックが、太陽の光に含まれる紫外線や波の力で劣化し、分解されず小さな破片になり、海洋を汚染する問題。亀などの海洋生物がエサと間違えて食べてしまう事例等が多数報告されている。

●環境基準

人の健康の保護および生活環境の保全を目的とした行政上の目標値。環境基本法により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に基準が定められている。

●環境マネジメントシステム

事業者が経営方針の中で設定した環境に関する方針や目標などを達成するための、一連の責任、実務、手順、プロセス及び経営資源。

●北九州イニシアティブネットワーク

北九州市の公害克服・都市間協力の経験を参考にして作成された、「都市間協力により地域主導の環境改善を進めるための仕組み」を効果的に実施するためのアジア太平洋地域の都市間ネットワーク。

●グリーン購入

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（略称「グリーン購入法」）に基

づき、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する行為。

●グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の観光活動。具体的には、農作業体験や農産物加工体験、農林漁家民泊等。

●グリーン電力証書

再生可能エネルギーによって得られた電力の環境付加価値を取引可能にした証書。

●グローバル 500 賞

国連環境計画（UNEP）が、持続可能な開発の基盤である環境の保護及び改善に功績のあった個人又は団体を表彰する制度。2004年から地球大賞（Champions of the Earth）に置き換えられている。

●現代日本彫刻展

戦後のまちの美化と心の豊かさを求める市民運動をきっかけとして、1961年から2年に一度の開催を続ける世界で最も歴史ある野外彫刻の国際コンクール。

●降下ばいじん

大気汚染物質のうち、比較的粒径が大きく、重いために大気中に浮遊できずに降下するものや、雨や雪等により降下するもの。この降下ばいじん対策が公害対策の始まりとなった。

●工業プロセス部門

温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。セメントの焼成キルン等で石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程等。

●こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までの誰でも参加できる環境活動クラブ。平成7年に環境省の事業として発足し、平成23年度から財団法人環境協会が事業を引き継いでいる。

●コンソーシアム

共通の目的を持つ複数の組織が協力するた

めに結成する共同体。

【さ行】

●サイクルアンドライド

まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステム。

●三点比較式臭袋法

悪臭を人の鼻(嗅覚)で測定する方法。3個のにおい袋を用意し、2個には無臭の、1個には臭気試料を入れて、6名により臭気の有無を判定させた結果で指数を判定する。

●3R

廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

●COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略称。水の汚れの度合を示す方法として用いられ、数字が高いほど水中の汚濁有機物質の量が多い。

●自主防災組織率

国(総務省消防庁)が毎年調査をしている指標で、自主防災組織が対象としている(カバーしている)地域の世帯数の割合。【対象地域の世帯数÷市全体の世帯数×100】

●水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、川の流量を安定させたり、雨水が土壌を通過することで、水質が浄化されること。

●ステークホルダー

直接・間接的な利害関係を有する者。

●スマートムーブ

2014 年から環境省が実施している、日常生活でマイカーを中心としている移動手段を見直し、CO₂排出量の削減を目指す取組。

●スラグ

廃棄物焼却炉から排出される焼却残さ(焼却灰、飛灰)を熔融炉により高温熔融した後、冷却固化された固形物質。

【た行】

●ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)の略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を合わせて「ダイオキシン類」と定義している。

●代替フロン

モントリオール議定書により1996年末までに全廃された特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のこと。フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つ。

●大腸菌数

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出され、水のふん便汚染の指標として使われる数値。値が小さいほどヒトや動物からの排泄物による汚染が少ないと言える。

●多極ネットワーク型コンパクトシティ

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により日常生活に必要なサービスに身近にアクセスできるまち。

●多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

●窒素酸化物

物が燃えて高温になったとき、空気中の窒素や物に含まれる窒素が酸素と結合して生成されるもの。主な発生源は工場や自動車で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

●鳥獣保護区

鳥獣の保護・繁殖のため、環境大臣または都道府県知事が設ける区域。鳥獣の捕獲は、特に許可を受けた場合を除き禁止される。これまでの禁猟区に代わるもの。

●DO（溶存酸素）

Dissolved Oxygenの略称。水中に溶解している酸素をいう。試料の汚染状態を示すことができ、一般に、魚類は5mg/ℓ以下になると生活がおびやかされ、3mg/ℓ以下になると生息できないといわれている。

●適期防除

農産物への病虫害の駆除に最も効果のある時期に農薬を散布すること。

●デポジットゲージ法

直径30cmの大型ローと10～20リットルのポリエチレン瓶を設置し、雨と一緒に降下するばいじんを集め測定する方法。宇部市では市内15ヶ所で観測を行っており、単位はt/km²/月で表す。

●等価騒音レベル（LAeq）

測定時間内での変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値。音響エネルギーの量を時間平均した物理的な指標。

●特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法に基づいて指定された、著しい騒音や振動を発生する建設作業。

●特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成しているとして指定された緑地。

●都市公園

都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し開園したもの。

【な行】

【は行】

●バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生れた再生可能な有機性資源。

●BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略称。河川水、廃水、下水などの汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化される際に消費する酸素量をいう。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

●ビオトープ

生物が自然な状態で生息している空間のこと。水、土、地理等の環境要素や生物の相互作用により形成される生物群系。

●pH（水素イオン濃度指数）

溶液中の水素イオンの濃度。pH 7で中性、pH 7以下で酸性、pH 7以上でアルカリ性である。特殊な例を除いて河川水などの表流水は中性付近の値を示す。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）

Poly Chlorinated Biphenylの略称。電気機器の絶縁油等に使われ、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されている。平成13年、PCBの廃棄物を保管している事業者等に、保管・処分の状況を県知事に届け出ることや、法施行日から15年以内にPCB廃棄物を処分すること等を義務付けている。

●ヒートアイランド（現象）

都市部の気温が、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなる現象。等温線を描くと島の形に似ることからヒートアイランドと呼ばれる。

●プラスチック・スマート

世界的な海洋プラスチック汚染問題の解決に向けて、ポイ捨ての禁止や不必要な使い捨てプラスチックの排出抑制などを全国的に推進する環境省が2018年に立ち上げたキャンペーン。

●ペレット

乾燥した木材を細分し、圧力をかけて直径6～8mm、長さ5～40mmの円筒形に成形した木質燃料。主に間伐材やおがくずなど不要

材から作られる。

【や行】

●やまぐちエコリーダースクール

山口県が環境教育を一層充実するため、環境問題やエネルギー・資源の問題についての正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒を育成することを目的として環境 ISO の手法を活用した取組を行っている認証した学校。

●要請限度

騒音規制法に基づき、市長が指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者等に意見を述べ、県公安委員会に対して対策を講じるよう要請する際の判断基準となる値。

●用途地域

都市計画法に基づき、将来の都市発展に備えて市街地における建築物をそれぞれの用途ごとに合理的に配置し、都市全体の秩序ある発展を図り、良好な環境を確保しようとする目的のもと定められた地域区分。

【ら行】

●リデュース

生産工程で出るごみを減らしたり、ごみの発生量そのものを減らすこと。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

●リユース

一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

●レジリエント

「回復力がある」、「しなやかな」の意味。気候変動への適応を考える際に、災害に対して強靱で持続可能であることの意味で使われる。

【わ行】

●ワークショップ

「参加者が主体となる体験型講座（セミナー）」参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などを指す。

●単 位

・質量を表す単位

単位	呼 称	グラム数	備 考
g	グラム	10^0 g	
mg	ミリグラム	10^{-3} g	1 gの1,000分の1
μ g	マイクログラム	10^{-6} g	1 gの100万分の1
ng	ナノグラム	10^{-9} g	1 gの10億分の1
pg	ピコグラム	10^{-12} g	1 gの1兆分の1
fg	フェムトグラム	10^{-15} g	1 gの1,000兆分の1

・割合を表す単位

単位	呼 称	割 合	備 考
%	パーセント	100分の1	
ppm	ピーピーエム	100万分の1	μ g/g
ppb	ピーピービー	10億分の1	ng/g
ppt	ピーピーティー	1兆分の1	pg/g

・容積を表す単位

単位	呼 称	備 考
Nm ³	ノルマル立方メートル	1 m ³ のガス量を標準状態（0℃、1気圧の状態）のガス量に換算したときの単位

・補助単位

記号	呼 称	大きさ	備 考
P	ペタ	10^{15}	1000兆
T	テラ	10^{12}	兆
G	ギガ	10^9	10億
M	メガ	10^6	100万
k	キロ	10^3	1000
h	ヘクト	10^2	100
c	センチ	10^{-2}	100分の1
m	ミリ	10^{-3}	1000分の1
μ	マイクロ	10^{-6}	100万分の1
n	ナノ	10^{-9}	10億分の1
p	ピコ	10^{-12}	1兆分の1
f	フェムト	10^{-15}	1000兆分の1

●二酸化炭素排出係数【地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き（別冊１）より】

燃料区分		単位	二酸化炭素 排出係数 (g CO2/単位)	燃料区分		単位	二酸化炭素 排出係数 (g CO2/単位)	
石油系燃料	ガソリン (揮発油)	ℓ	2, 3 2 2	非石油系燃料	石炭 一般炭	kg	2, 3 2 8	
	ナフサ	ℓ	2, 2 4 2		石炭コークス	kg	3, 1 6 9	
	灯油	ℓ	2, 4 8 9		コークス炉ガス (C O G)	m3	8 5 1	
	軽油	ℓ	2, 5 8 5		高炉ガス (B F G)	m3	3 2 9	
	A 重油	ℓ	2, 7 1 0		転炉ガス (L D G)	m3	1, 1 8 4	
	B 重油又は C 重油	ℓ	2, 9 9 6		電気炉ガス	m3	—	
	炭化水素油	ℓ	—		液化天然ガス (L N G)	kg	2, 7 0 3	
	液化石油ガス (L P G)	kg	2, 9 9 9		天然ガス	m3	2, 2 1 7	
	炭化水素ガス	m3	2, 3 3 8	廃棄物	一般廃棄物	廃プラスチック	kg	2, 7 6 5
	石油コークス	kg	2, 7 8 5		産業廃棄物	廃油	kg	2, 9 1 9
ジェット燃料	ℓ	2, 4 6 3	廃プラスチック			kg	2, 5 5 6	
				都市ガス		m3	2, 2 3 4	
				他人から供給された電力		Kwh	5 5 0	

令和6年度刊

宇部市の環境

発 行 宇 部 市

編 集 市民環境部環境政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

T E L 0836-34-8245